
平成31年大和町議会3月定例会議会議録

平成31年3月6日（水曜日）

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	主 事	渡 邊 直 人
次 長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時56分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻にはまだ早いんですが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番今野信一君及び3番犬飼克子さんを指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、きのうに引き続き一般質問を行います。

順番に発言を許します。

15番堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして3件の一般質問をさせていただきます。

1件目は、小学校就学児童の放課後居場所づくりの拡充についてであります。

放課後児童クラブは、共働き世帯や疾病、介護等により、日中家庭での養育ができない小学校就学児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、発達に応じた育成支援を行う事業であり、放課後の居場所づくりとして保護者からは大変評価をいただいているところであります。しかし、放課後児童クラブの現状は、希望しても利用できない、また、高学年児童の放課後の居場所が必要など、放課後、留守宅

に帰る子供への不安の声が出ております。全ての児童、1年生から6年生までの児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、さまざまな体験や活動を行うことができる放課後子ども教室の取り組みが必要と考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

おはようございます。きょうもよろしく願いいたします。

それでは、堀籠議員さんの、放課後居場所づくりとしての放課後子ども教室に関する質問にお答えいたします。

議員のご質問にございました放課後児童クラブと放課後子ども教室は、放課後子ども総合プランとして共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、厚生労働省と文部科学省が連携して推進しているものでございます。

厚生労働省が行う放課後児童クラブは、共働きなどで親が日中留守にする家庭の児童を対象にしているのに対し、放課後子ども教室は、全児童を対象としております。

各事業の目的であります。放課後児童クラブは、適切な遊び場及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的としているもので、いわゆる児童クラブと呼ばれております。一方、文部科学省管轄の放課後子ども教室は、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを行うことを目的としており、スタッフとして地域住民が参画することに特徴があります。本町では、愛称をわいわい何々っ子、例えば吉田であればわいわい吉田っ子として、吉岡小学校区を省く5小学校区で、週1回放課後の午後3時から午後4時半まで、11月から2月までは午後4時まで全学年を対象に登録制で実施しております。わいわい小野っ子のみは、安全確保の観点から70名という定員を設けております。

さて、高学年児童の放課後の居場所と全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる放課後子ども教室の取り組みが必要とのご提案であります。本町では、週1回の活動ではありますが、参加申し込みのあった高学年児童の居場所の確保として放課後子ども教室が目的とする取り組みはおおむね実行できていると感じております。

放課後子ども教室は、先ほども申し上げましたが、コーディネーターやスタッフとして町民の方々の協力をいただき、安全確保のため、職員の同行も行っており、現在の各教室1回実施をふやすことは大変困難だと考えております。放課後子ども教室は、地域全体で子供を育てる協働教育事業の一つでもあります。利用者である児童の声や保護者の意見等に耳を傾け、事業の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力、そしてご意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

ただいま教育長の答弁の中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室についていろいろお話をいただきました。

やはり放課後児童クラブと放課後子ども教室、これは何が違うかという、いろいろ違う面もあるんですが、大きく分けると行政の管轄と、それからスタッフの内容となっております。放課後児童クラブは厚生労働省、本町でいいますと子育て支援課が所管しておりまして、放課後子ども教室につきましては文部科学省、本町では生涯学習課となっております。スタッフにつきましても、児童クラブは放課後児童支援の資格を持った専任の指導員が配置されております。子ども教室につきましては地域の協力者がサポートとして行う事業でありまして、吉田、宮床、鶴巣、落合校区は、児童館で毎週1回、この放課後子ども教室が行われております。少人数つうか小規模校なので、その他の曜日はランドセル登館も行われておりまして、これは希望する児童は全員放課後の居場所が確保されていると思っております。

その中で、小野校区のわいわい小野っ子、この事業は安全確保の観点から70名という定員枠を設けているということなんですが、これはどういう内容での定員枠を設けているのでしょうか、お尋ねをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、ご質問にお答えしたいと思います、わいわいという表現で各地域で行

っておりますけれども、活動内容から考えた場合、体育館を主に使いながら、あるいは教室の場合もありますけれども、各スタッフ、コーディネーターなりサポートの方々が毎回計画を立てて活動しています。例えば、けがの手当てということで応急手当で教室を開いたり、あるいは寺子屋ということで学習会をやったり、あるいはパッチン大砲というものづくりを通して遊ばせるとか、あるいはキックベースボールをやったり、各種スポーツ、今のは小野っ子のもろもろなんですけれども、ほかの教室でもいろんな体験活動とか、スポーツとか、ものづくりとか、火気を使う活動もございます。それで100名を超す利用者で活動したこともありましたけれども、やはりスタッフ会議の中で、スタッフでこのスペースで安全を確保しながら行える人数には制限があると。何名ぐらいが適切かという相談をしまして、それで70名という定員を考えたと聞いております。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

安全性の面からということなんですが、やはりこの放課後子ども教室、それには70人を定員としているんでしょうけれども、やはりもっともっと申し込み者がいると思います。こういう申し込みから外れた方々は、教育長、どのようにお考えですか。わいわいに申し込んで、もう70人ですよ、あとはあなたたちはこっちに入れませんかと言われてお子さんの気持ちとか、家庭の状況は、どのように教育長はお考えになりますか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

お答えいたします。

確かに希望するお子さん全員に活動させたいという気持ちはあります。しかし、スペースと活動内容とスタッフというのは限られておりますので、その中で一番考えることは安心・安全なんです。つまり、スタッフだけに任せないで、全ての活動を各場所で年間二十数回やっておりますが、役場職員も毎回帯同しております。そうした

場合に、安全面を考えたときには、やはりスタッフの意見を聞きながら、不安を持って活動させるのではなくて、やはり安全第一に活動させるということが大事かと思えます。当然全ての子供にそういう場があればいいですけども、なかなか難しいのが現状です。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

小野校区はわかりました。

それでは、吉岡校区ではこれを実施していないんですが、その理由もお尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お答えします。

かつて、やはり内部で検討した経緯がありました。その話をお聞きしますと、やはり体育館の場所が内部に位置しているということがまずあったようです。それで、活動が、他の子供たちとの活動の整合性とかがあって、なかなか難しいのではないかという意見があったり、あるいは地域が広くわたっておるものですから、下校時の対応ですね。そんなことが話し合われて、行っていないとは聞いております。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

私がなぜ放課後子ども教室をお尋ねしたかといいますと、特に吉岡のご父兄からなんですけれども、やはり高学年のみならず、多分放課後児童クラブに申し込んでも何年生かからは待機児童が出ていると思います。その中で、そういう待機児童になった方々の保護者から、放課後児童クラブから待機児童となった子供たちのそういう放課

後の居場所づくりは何かできないものかというお話があったものですから、それで今お尋ねしているんですけれども、やはり放課後児童クラブからの待機児童となったお子様は、何かの形でやはり放課後の居場所をつくってあげなければいけないと思います。子ども教室は基本的には校舎の空き教室とか、体育館とか、そういうのを利用してという国の方策でありますので、教室だって多分今は子供たち、児童でいっぱいなんでしょうけれども、放課後は何とかして空き教室はつくれると思います。なものですから、そういう待機児童となった子供の受け皿として、そういう事業はぜひ必要ではないかと思っておりますけれども、お尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

堀籠議員さんの気持ち、お考えは十分理解はできます。本当に本来ご質問の前段を読ませていただければ、仕事を持っている親御さん、あるいは家庭を留守にしなければならないという方もいらっしゃると思います。そういう方々が安心して放課後を過ごして、そして親御さんの帰る時間には帰れるという。ただ、そういう形については、週1回、しかも夏場が1時間半、そして冬場が1時間という放課後の子ども教室については、なかなかニーズについて十分満たすことはできないと思います。ただし、今後吉岡あたりにも吉岡小学校で実施した場合の課題等を少し検討させていただきます。そして、議員さんおっしゃるように、何らかの形でも、週1回でも1時間でもという願いがあるのであれば、安全性を考慮しながら課題について検討してみたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

それでは最後にお尋ねしますけれども、現在の吉岡とそれからよしおか放課後児童クラブですか、吉岡児童館とそれからよしおか放課後クラブがありますよね。そこで放課後児童クラブの待機児童はどのぐらいか、教育長はご存じですか。

議 長 (馬場久雄君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)
いることは存じておりますけれども、詳しい人数については存じておりません。

議 長 (馬場久雄君)
堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)
教育長、担当課はご存じではないですか、この放課後児童クラブの待機児童に対しての人数。

議 長 (馬場久雄君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)
失礼しました。
それでは、子育て支援課の課長さんをお願いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)
それでは、お答えさせていただきます。
吉岡小学校区には、吉岡児童館放課後児童クラブとよしおか放課後児童クラブがありまして、それで、現在の平成30年度、それから平成31年度の待機児童ということでお話をさせていただきたいと思います。
まず、平成30年度でございますが、吉岡児童館放課後児童クラブ、よしおか放課後児童クラブとも待機児童はおりませんでした。しかしながら、平成31年度、2月末現在でございますが、吉岡児童館放課後児童クラブにつきましては27名、よしおか放課後児童クラブ、こちらにつきましては16名、吉岡小学校区としましては計43名の待機

となっている状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

教育長、そういうわけで放課後児童クラブに申し込んでも43名の方が待機児童になっているんです。ですから、そういう受け皿を検討していただくということですので、ぜひ方策を考えて受け皿をつくっていただいて、そして保護者の方々も安心して就労できるような体制づくりに努めていただきたいと思います。1件目は終わります。

それでは、2件目のイノシシ被害対策の取り組みについて質問させていただきます。

イノシシ被害は、農作物にとどまらず、車両との追突、住宅街への出没などなど、多種多様に及んでおり、今後予想外の事故が起きることが懸念されます。これまでもイノシシ被害対策に取り組んでまいりましたが、現状を見ますとさらなる対策への取り組みが必要であると思っておりますことから、3要旨についてお伺いたします。

1 要旨目、イノシシ侵入柵設置時と設置後の維持管理に対する支援策について。

2 要旨目、イノシシ処理・処分施設の設置検討をすべきではないかという点です。

3 要旨目、駆除隊への支援の充実について、町長の所見をお伺いたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまのご質問でございますが、初めに本町におけますイノシシの捕獲頭数でございますが、平成28年度に96頭、平成29年度158頭、今年度は2月25日まででございますが206頭捕獲しておりまして、年々増加している傾向にあります。最近では農作物被害のほか、国道4号線などの一般道路上で車両と接触したと見られるイノシシも確認されております。また、ことし1月9日夕方には、吉岡上町周辺にイノシシが出没し、大和警察署と協力しながら警戒パトロールに当たり、周辺住民には防災行政無線と広報車により注意の喚起をいたしました。幸い人的被害はなく、イノ

シシは郊外に逃走いたしました。このような事態は今後も懸念されるものであり、万全を図ってまいりたいと考えております。

イノシシ侵入柵設置時と設置後の維持管理に対する支援についてであります。侵入防止柵、ワイヤーメッシュ柵でございますが、防止柵は、農作物等への被害対策と地区住民の生活安全の確保を図る目的といたしまして、獣害対策協議会を設立した地区に国の補助事業を活用し、資材購入費の全額助成を受けまして大和町有害鳥獣被害対策協議会から資材を提供し、地域ぐるみにより設置しているものであります。平成26年度に沢渡地区で11キロ、平成27年度に難波地区で12.5キロ、平成28年度には麓上下、清水地区で17.3キロ、平成29年度には前河原、金取南、八志田地区で25.6キロを設置しており、今年度は前河原、宮床山田、峯、反町上、鶴巣山田地区と合わせて63.8キロメートルを設置しております。

設置後の維持管理につきましては、大和町有害鳥獣被害対策協議会と各地区の獣害対策協議会において侵入防止柵管理委託契約を締結し、各地区に維持管理をお願いしております。

次に、イノシシ処理・処分施設の設置の検討についてであります。捕獲したイノシシの処理につきましては、現在大和町鳥獣被害対策実施隊にお願いをして土中埋葬処理を行っております。

処理施設の取り組みにつきましては、馬場議員より平成30年12月の定例議会の一般質問において関連するご質問がございましたが、解体処理の方法にはイノシシを10キロから15キロ単位に解体し、冷凍保管した後に焼却施設において処理を行う方法、移動式解体処理車などのほかに微生物を活用した分解処理装置などがあります。現在、県内では白石市、蔵王町、川崎町、村田町の4市町で解体処理施設を整備しておりますが、施設の整備をしている自治体を視察し、自治体の皆様の意見も伺いながら、整備内容については引き続き調査研究をしてまいります。

次に、駆除隊への支援の充実についてであります。大和町鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣によります農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき、平成28年4月に設置されました。現在は狩猟免許を有する38名の隊員により捕獲を行っておりますが、有害捕獲の実施に加えまして、平成29年度から個体数調整にかかわる捕獲許可を宮城県から権限移譲を受け、捕獲強化に努めております。

鳥獣対策活動経費のイノシシ有害捕獲経費につきましては、見回り、現地調査、防除指導等に1人1日当たり1,500円、わなの設置、撤去及び捕獲獣の解体処理等は1

人1日当たり3,000円、とめ刺し実施者に対し、1頭当たり1,500円、捕獲報償費は1頭当たり1万円を支給しており、個体数調整捕獲経費につきましては1頭当たり1万円を捕獲報償費として大和町有害鳥獣被害対策協議会から隊員へ支給しております。また、狩猟期間におけます捕獲につきましては、県の猟友会から1頭当たり5,000円が支給されております。

その他の支援としましては、狩猟免許の新規取得者には、狩猟免許事前講習会及び狩猟免許試験申請手数料に対する助成、狩猟免許取得者には、更新する際に必要な講習会及び更新手数料に助成をしております。捕獲頭数の増加に伴い、一部実地隊員からは捕獲経費のさらなる支援についての意見もありますことから、支援策について今後検討してまいります。

以上です。

議長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

15番 (堀籠日出子君)

それでは、イノシシ侵入柵設置時と設置後の維持管理についてであります。町長の答弁にもありましたとおり、侵入防止柵につきましては国の全額補助を受けて、そして地域ぐるみで設置するという内容でありまして、また、設置後の維持管理につきましても管理は各地区でやると当初はなって、今でもそうなっているんでしょうけれども、それで、この侵入柵の設置には、どのぐらいのご苦勞を皆さんなさっているかといいますと、大体地形にもよるのかもしれませんが、吉田では8キロ設置して180人かかって、それが8日間で180人ということで、なかなか当初では自力で設置するというお話だったんですが、いざやってみると本当に大変な勞力を必要とするということで、やっぱり地域の皆様からは何らかの支援策はないものかという声はどこに行ってもあります。

もう新年会なりいろんな総会などにもお呼ばれして出席しますけれども、必ず何か出てくるのがイノシシの対策方法です。何ぼ言ってもさっぱり何ともならないんじゃないと言われるのが、私、そう言われております。そんな中で、町長も各地区の行事等々に参加されているはずなんです、町長にはそういうお話は入ってはきませんか。お尋ねします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
侵入防止柵の設置につきましては、これまで地元の方々のボランティアといえますか、ご協力の中でやっていただいております。その中での大変なご苦勞につきましては、私もお聞きしておるところでございまして、地域の方々の大変なご協力、あるいは多くの方々の本当に協力体制があって設置していただいているということにつきましては、いろいろ聞いております。

議 長 (馬場久雄君)
堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)
町長も地域の皆さんの声は聞いているということで、多分理解はされているのかなと思っております。
それで、国からの補助の侵入柵なんですけれども、この耐用年数は何年なんでしょうか。お尋ねします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
済みません。耐用年数につきましてはちょっと存じておりませんので、後で調べて、調べてわかるかな。場所によっていろいろあると思いますので、そのものの耐用と設置したところが倒れたりなんかという状況も出てくるのではないのかと思います。正確に何年の耐用というのは、ちょっと今資料を持ち合わせておりません。済みません。

議 長 (馬場久雄君)
堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

地形とか場所によっていろいろ年数もたないとか、もつとかというのはあるんでしょうけれども、一応平均というか、その耐用年数、もうこちらで管理するのが大変だからやめたといって、すぐになるというわけにはいかないですよ。やっぱりある程度何年間は維持管理しなければならないという日数はあると思いますけれども、それはどうなんですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

メッシュですので、そのものについての耐用年数というのは何年間というのはあると思います。ただ、維持管理の中では、おっしゃったとおり、その場所場所でいろいろございますので、雪だったりいろんな状況がありますから、管理につきましては1年、2年、それぞれの場所によっても違ってくると考えております。

何年やっていただけるんですかという話なんですけど、これにつきましてはできるだけ長くといいますか、当然ありますし、例えばメッシュが壊れた場合に設置するといいますか、そういった予備といいますか、そういったものは準備、その準備だつてどのぐらいの数というのがいろいろあると思いますが、一定の数につきましては、少し余分な数でその地域に物としてはあると考えております。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

済みません。私の質問が悪かったと思います。侵入柵、メッシュワイヤーについての耐用年数です。耐用年数をお聞きしたかったんですが、それが何年あるんですかということなんですけれども、それも年数はないということなんですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そのメッシュの網についての取り扱いというか、その辺については課長から少しいたします。

議長 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

ただいまのメッシュ柵の耐用年数の件なんですけれども、当然補助事業で行っておりますので、基準となるその耐用年数はございます。ただ、ちょっと今現在手元に資料を持ち合わせておりません。ですので、後ほど調べまして、またご回答させていただきます。

議長 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

設置はしたものの、今度維持管理が大変なんです。そして平成26年度、最初に設置した沢渡地区なんです。設置してから二、三年でとめ金がさびて、それを交換しなければならぬ。それから、柵の下をイノシシがくぐっていくので、そこに鉄の棒を設置しなければならぬということで、材料費として30万円ぐらいかかったということです。そのほかに柵の見回りとか、それから下草刈り、それから除草剤とかと結構それは毎年続くわけ。材料代は毎年ではなくてもその後のやつは毎年経費についてかかるわけなので、やはりこの課題というのは、設置すれば必ず出てくる問題だと思います。なものですから、その後の維持管理としてぜひ何らかの形で助成をしていただけないかというのが地域の皆さまの声でありますので、ぜひその方法を考えていただいて、それで、余り時間がないので急ぎますけれども、大衡村と富谷市では侵入柵設置に100メートル1万円の補助を出しているんです。ですから、吉田の場合ですともう設置したところとこれから設置するところといろいろあると思いますけれども、やっぱり維持管理というのはどこの地区でも皆設置すれば同じなので、せめてその維持管理費として設置に対する補助をしまして、それで、あとしばらくはそれで維持管理をやってくださいという、そういう補助の仕方というのは私、すごく大事なことでないかなと思っているんですけれども、そのことについてお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、設置と維持管理とございます。設置につきましては、これまで沢渡方々には、ずっとそういう話でやってきてもらっている経緯があって、皆様のご協力の中で設置していただいております。そういうことですので、設置についてはそういった形でお願いをしたいと思っています。

それから、今後の維持管理ということについてどういったことがあるのかという、草刈りとか、いろんな状況があるんだと思っております。今私、もっと先行した市町村、そういったところでもそういった事例がある、事例といいますか、どういった維持管理が必要になってくるのか、沢渡で今そういう事例もあったわけでございますけれども、そういったものについても今ちょっと調べておるところでございます。維持管理の仕方についてどういった形でか、何らかのお手伝いといいますか、そういった形の中で少しでも長く維持管理をしてもらうということについては、いろいろ考えていかなければいけないとは思っております。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

侵入柵について今前向きなご答弁をいただきましたが、やっぱり今一番困っているのは、イノシシ対策で一番困っているのは、やっぱりこれからさらなる農作物への被害等々が出てくるわけでありますので、やはり本当に一番困っている地域住民の皆さんの要望にぜひ応えていくためにも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2要旨目に入ります。

イノシシ処理・処分施設の設置検討についてであります。

この処分につきましては、これまでは捕獲した狩猟者の人たちが自己責任で一切行ってきたわけでありますけれども、今狩猟者の皆さんも高齢化してきておまして、やはり捕獲して土の中に埋め立てするものもなかなか今度埋め立て作業が大変だということもあります。

また、イノシシについては、一般ごみとして焼却してもいいことになっているんですが、イノシシー匹のままがどすんと置かれていたり、あとイノシシを余り大きく解体されて、そしてその中から血がにじみ出てくるとか、そういういろんな課題が、問題が出てきております。

その中で、やはりこういう問題を解決するためのやっぱりイノシシの処理施設が必要になってくると思いますが、処理施設について、町長、どのようにお考えになっているか、お尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在は埋葬といいますか、土中埋葬でやっていただいております。事故というか、そういったものについては一部焼却というか、そういったこともあるということがございます。土中処理にするにつけてもいろいろ解体の問題とかがあるんだと思っております。この辺についてのやり方について、いろいろ意見もあるところでございます。

処理につきましては前にもお話ししたこともあると思いますが、いろんな方法があって、焼却施設ですか、そういうのがあったり解体があったりということがございます。黒川行政で今焼却をやっておりまして、あそこにも確認をしました。一部申し上げたところでございますけれども、こういう表現がいいのか、ウリボウぐらいだったらそのまま、ちっちゃければ10キロぐらいというか、ただ、大きくなってくるとそういったある程度のものに固体にして、そうすれば焼却も可能であるという話は聞いております。

方法につきましてはいろいろあるんですが、この問題につきましては、一応黒川行政の議会でもちょっと話題になったのですが、焼却になってくれば黒川全圏の問題ではないかと、そういったご意見もあるところでございます。

今それぞれの自治体で処理という形で今進めているところでございますが、そういったことも含めて今後検討といいますか、考えていかなければいけない時期には来ていると思っております。解体処理がいいのか、焼却処理がいいのかというものについては甲乙といいますか、いいところ、悪いところいろいろあるようでございますので、これがベストだというのがなかなか、ご推奨というものを聞いてみるとなかなか出てこないのが現状でもありますので、黒川地区といいますか、大和町にとってどれが一

番いいのか、そういったことにつきましては現在も進めているところでございますが、そういったものについてはいろいろ実態を把握しながら研究しながら取り組んでいかなければいけないと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

それでは、急ぎます。

処理施設についてなんですけど、1月上旬に上京しまして、農林水産省の職員の方といろいろ意見交換をしましてまいりました。その中で、これまでは焼却施設がほとんどなんです。ほとんどなので、設備につきましても焼却炉、排ガス処理施設、保冷库、残った灰の保管施設とかといろいろそういう施設がかかりまして、規模にもよるんでしょうが、約200平米ですとやっぱり1億5,000万円、400平米ですと3億9,000万円という経費がかかるようで、これは55%の国の補助があるわけなんですけど、このような経費がかかるわけでありまして、その方と勉強会をしてきたときには、近年の処理施設には溶液化、先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、微生物による分解方式の施設、それが一般処理の施設の減容化とそれから捕獲者にかかる負担の軽減をするということで、この建設も進んでおるようであります。その施設につきましては、処理装置一式施設、それから冷蔵庫で4,000万円で、これも国の補助が55%でありまして、やはり焼却施設と微生物による溶液化施設については、コストもかからないし、すごく、小型化でもありまして、こういうのがありますよということで、県内では丸森町が3月からこの施設に取り組むということであります。

それで、やはり捕獲者の、狩猟者の高齢化が進んでいる中で、やはり丸森町でもそういう新しい施設に取り組むということですので、ぜひそういう施設に行きながら、そしてよりよい、そういう処理施設を進めていただくようお願いしたいと思いますので、もう一度この処理施設についてお尋ねいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

処理については各自治体の課題ということですが、丸森ですと年間2,000頭ぐらい捕獲している中で、これまでは埋設でやってきていると聞いております。今回そういう形で新しい施設に取り組むということでございますので、そういった丸森さんが2,000頭の中でそういったものを選んだという理由というのはそれなりにあるんだと思いますが、そういったことも含めて調査をしながら、どういったものが黒川、大和に合うのか、どれがいいのか、そういったことを勉強してまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

それでは、3 要旨目の駆除隊への支援充実についてお尋ねいたします。

答弁にありましたとおり、今狩猟免許を持っている方が38名ということでありました。それで、狩猟免許の新規取得者に助成されているということで答弁があったんですが、今新規取得者は毎年何人ぐらいずつふえているのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その件につきましては課長から答弁いたします。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

それでは、議員さんのご質問にお答えいたします。

今2カ年のデータを持っているんですけども、平成29年度に新たに狩猟免許を取得した方が2名でございます。それで、その免許の種類につきましては、第1種猟銃免許とわなを一緒に取られた方が1名と、わなのみを取られた方が1名、それで平成30年度に新たに取得された方々につきましては3名でございます。それで、区分としましては、猟銃免許とわなを両方取った方が1名と、わな猟の免許が2名という取得

者の数でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

ただいま新規取得者について、若干でも取得者がふえているということは大変喜ばしいことであります。

その中で、新規取得者の中での補助なんですけど、これは結構いろんな経費があって、本人の負担額というのが結構大きいんですよ。わなの狩猟免許のみですと取得経費が2万6,200円、そして諸経費といたしまして大日本猟友会の会費、それから県の会費等々がありまして、それが1万4,000円で4万200円になります。その中で、町の補助といたしまして、狩猟免許事前講習会が7,000円、それから狩猟免許試験申請手数料が5,200円となっております、補助金を引きますと本人負担額が2万8,000円で、銃猟免許のみの方ですと取得が6万7,100円で諸経費1万9,760円、それに補助金の2万7,900円を引きますと5万8,960円で、わな猟と銃猟免許を持っている方は取得経費8万1,000円、諸経費が1万9,760円、そして補助金が3万3,600円ですので、6万7,160円と、結構こういう取得をしても本人の負担額が大きいわけです。

その中で、免許関係の資料を見ますと、ここでわな猟、それから銃猟免許は、それから両方持っている方々の同じ金額を見ますと、医師の診断料が4,000円なんです。それから狩猟者登録手数料が1,800円なんです。なもので、よそを見ますと医師の診断料とかも補助として出しているところもあるんですけども、やっぱり本町としてももっともっとうこういう新規取得者をふやすためには、やはりいろんな手厚い手当てが必要だと思います。そういうこれから補助金に対しての支給の枠をもっと広げていただきたいと思いますが、そのことについて町長の考えを伺います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員お話しのとおり、狩猟免許を獲得するといいますか、そのためには随分大きな

経費がかかっています。町ではその一部、半分弱ぐらいですが、今やっているところ
でございます。

最初にお答えしたわけでございますけれども、いろいろ隊員の方からもご意見がご
ざいます。そういった方々のご意見を聞きながら、どういった部分についてお手伝い
ができるのか、それについてはいろいろ隊員の方々とも話し合っていきたいと思いま
す。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

前向きなご答弁をいただきました。ぜひ隊員の皆さんも何らかの支援策をもっと支
援をしていただければなという要望がありますので、ぜひお願いしたいと思います。

そこで、捕獲1頭について今1万円が助成されているわけなんですね。それで、そ
の1万円の内訳といたしますと、8,000円は国の補助、そして2,000円が町で補助として
支出されていると思っているんですが、多分それでよろしいのかなと思っております。

その中で、やはり捕獲した皆さんからするともう少し何とかならないのかなという
お話もあります。なものですから、やっぱりこの捕獲につきましてもやはり1頭につ
きもう少し金額を上げていただきまして、そして捕獲する皆様方の捕獲を進めていた
だくための意識向上のためにもこの補助のかさ上げを少し考えていただければなと思
いますので、もう一度伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

捕獲につきましては、先ほども申し上げましたとおり、補助といたしますか、出して
おるところでございます。このものについては国から来ているという部分がというと
ころではないと私は思ったものですから、他町村でも出しているところ、出していな
いところがあるんですね。ですから、町単独と思っていたんですけれども、それをち
よっと確認をしたいと思います。

そういうことで町独自でやって、そういう考えでありまして、十分ではないにせよ、

これまでもそういった形でやってきておるところでございます。わなのかけ方とか、いろんなことの手当をトータルしてという部分でも考えていかなければいけないので、そういった全体を見た中でいろいろ考えていかなければいけない課題かなと思います。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

ぜひそういう支援の拡充に努めていただいて、農作物の被害の減少、そして人的被害に及ばないような捕獲の強化に努めていただけるようお願いしたいと思います。

3件目に入ります。

病後児保育事業の進捗状況についてお伺いします。

病後児保育事業の必要性については、以前何度か質問した経緯があり、平成30年6月定例会でも必要性について質問を行いました。その際、病後児保育事業の必要性は関係市町村の共通認識であり、事業実施に向けた協議を行っている。また、補助金等の課題があり、平成31年度当初事業実施には間に合わないが、できるだけ早く受け入れ体制ができるよう、関係市町村と協議を進めてまいりたいとの答弁をいただきました。あれから9カ月が経過しようとしておりますので、その後の病後児保育事業の進捗状況をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、病後児保育事業の進捗状況でございますけれども、病後児保育事業の必要性につきましては、関係市町村におきまして共通認識をしております、関係市町村及び黒川地域行政事務組合、黒川病院運営事業者と施設整備候補地の選定、施設設置及び施設運営の手法、事業主体について協議を行ってまいりました。

現在までの進捗状況でございますが、施設整備候補地の選定につきましては、黒川病院の施設内、院内での設置検討を行いました。施設設置スペースの確保が困難との判断から土地所有者であります黒川地域行政事務組合及び黒川病院運営事業者と協

議を行いまして、黒川病院敷地内の旧ATM跡地周辺を整備候補地としております。

施設設置の手法につきましては、当初関係市町村による共同での施設設置について協議を行い、共同設置する方向で進めることとし、施設整備事業費にかかわる財政負担を抑えるために国の補助制度の活用について県を経由して国への照会の手続をとっております。その後、国より、関係市町村による共同での施設整備事業は補助対象事業には該当しないとの回答がありましたことから、再度施設設置の手法について検討を行いまして、財政負担の軽減を図るため、国の補助制度を活用して実施することを優先させることとし、大和町が事業主体となって施設整備を実施するという事業計画について関係市町村に対して説明を申し上げ、理解を得られております。

施設の運営につきましては、大和町が事業主体となりまして国の補助制度を活用することとし、黒川病院運営事業者への業務委託で調整を行うことで協議を進めてまいりたいと考えております。

また、運営方針といたしまして、保育施設の利用に当たりましては大和町の子供を優先利用とするわけでございますが、利用定員に満たない場合には関係市町村の子供についても利用を可能として施設の有効活用を図ることとして、関係市町村の子供が広域利用した場合には、施設を利用した子供の人数に応じて運営費の一部を負担していただくように関係市町村と協議を行い、この運営方針で進めていくことで理解を得られております。

引き続き病後児保育事業の実施に向けまして、関係市町村及び黒川地域行政事務組合、黒川病院運営事業者と協議を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)

大分先が見えて明るくなってきたのかなと思っております。

そこで、お尋ねいたします。病後児保育の預かりの定員数、それはどのぐらいの人数と見て計画されているのでしょうか。それをお尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

定員数等につきましては、課長からご説明いたします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

お答えいたします。

定員については3名を予定しているところでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

堀籠日出子さん。

1 5 番 （堀籠日出子君）

それでは、病後児保育には看護師と保育士の確保も必要だと思いましたが、その点についてはどの程度まで進んでいるのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人員の確保ということでございますが、そこまではまだ具体的には行っておらない状況でございます。正式にこうやって決まるとなれば、病院でそういった動きといたしますか、補助とかの内容を確認しながら募集なり、そういった準備に入るところでございますが、まだ正式にこういう状況になって、これから土地の借り上げ、財務局との関係とかが出てくるものですから、土地の関係で、そういったことの手続もあります。そういったことを進めて、並行してといたしますか、建物の建築、そういったものに合わせて、開所に合わせての募集、そういった形で進めてもらう。お医者さんにつきましては、当然病院でございますのでおりますし、看護師さんにつきましても基本的には病院におると思っております。

議 長 (馬場久雄君)
堀籠日出子さん。

1 5 番 (堀籠日出子君)
それでは、開所時期はいつごろと予想されているのか、それだけお尋ねして終わりにします。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
現在、先ほど申し上げた状況でございますので、今年度財務省の借り入れと土地の借り入れ等の手続、あと平成32年度に補助建設ということになりますが、この補助金の決定時期によりましてちょっと動くと思いますので、できるだけ早くとは考えておりますが、そういった考え方で進めております。(「一般質問を終わります」の声あり)

議 長 (馬場久雄君)
以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。
暫時休憩します。
休憩の時間は10分程度とし、再開は11時10分からといたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時08分 再 開

議 長 (馬場久雄君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
ここで、先ほどの15番堀籠日出子さんの一般質問に対し、答弁があります。
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどの堀籠議員に対しましての保留させていた答えでございますが、担当課長から改めて説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

それでは、先ほど堀籠議員さんからご質問ございましたワイヤーメッシュ柵の耐用年数等について、ちょっとご説明いたします。

まず、ワイヤーメッシュ柵の耐用年数は、14年という年数となっております。

次に、イノシシの捕獲報償費、町では1万円支給しているんですけれども、この報償費につきましては、全て町の単独費で対応してございまして、国の補助金を利用しておりますのは、解体処理とか、とめ刺しとか、その他見回りとか、活動経費に一部充てさせていただいております。

あと、最後にちょっと訂正なんですけれども、先ほど狩猟免許新規取得者についての人数なんですけど、平成30年度は3名と申し上げましたが、正確には4名でございました。もう一人の方が第1種の猟銃免許を取られておりました方で、平成29年にわなを取られた方が平成30年度に第1種の猟銃免許を取ったということで、ちょっとこの方の分を人数に加算してございませんでしたので、平成30年度は4名という数値になります。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

以上で答弁を終わります。ご了解願ひします。

引き続き一般質問を行います。

10番今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

それでは、引き続き一般質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、第1問目でありますけど、学校施設の維持管理は適切かということでございませう。

この質問に当たって、日ごろの学校現場での児童生徒への学習面での対応、そのほか今いろいろ問題になっているいじめ問題など、学校生活全般の指導まで、本当に日夜ご尽力いただいている先生方、教育委員会の皆さんに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

本当にご苦労さまですという中で、質問させていただくわけではありますが、この学校施設は、ご案内のとおり、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割を担うものでもあります。日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められています。本町の学校施設、特に小学校はかなりの年数が経ち、経年劣化が進んでおります。そこで、これら学校施設の維持管理・安全対策の対応についてお伺いをいたします。

まず、1 要旨目ではありますが、文部科学省では学校施設の経年劣化等に起因する事故やふぐあい等が相当数発生していることに鑑み、繰り返し維持管理の徹底を図るよう促しております。適切に維持管理をするよう求めているわけでもあります。このような要請を踏まえ、学校保健安全法に基づく安全点検の実施状況についてお伺いします。

2 要旨目であります。その点検結果に基づく安全計画の策定に係る指導は徹底されているか。また、いわゆる学校の設置者としての町として維持管理に必要な措置を講じているか。

3 点目。学校でのけがや事故は体育館での発生が多いようであります。その原因の一つが経年劣化による床板の剝離による負傷事故が報告されております。体育館の経年劣化に係る維持管理をどのように対応するお考えかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、今野議員さんの学校施設の維持管理のご質問にお答えをいたします。

1 点目の学校保健安全法に基づく安全点検の実施状況についてお答えをします。

学校保健安全法第27条では、学校においては児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検について計画を策定し、これを実施しなければならないと規定されております。これに基づき、各学校では安全点検実施計画等を策定

し、校舎内外の安全点検を実施し、常に学校環境の安全の確保に努めております。各学校では定期の安全点検として、児童生徒が使用する施設設備などについては毎月点検日を設け、全職員一斉に分担箇所の安全点検を行っております。また、専門的な知識や技術が必要な消防設備点検や遊具点検などは専門業者へ点検を委託し、ふぐあい箇所についてはその都度修繕を行っております。

2点目の質問ですが、学校保健安全法第28条では、当該学校の施設または設備については児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なくその改善を図るために必要な措置を講じ、または当該措置を講ずることができないときは当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする規定されております。点検の結果、軽微な修繕につきましても各学校において修繕を行い、専門性が高い修繕や大規模な修繕は、学校からの依頼により教育総務課で修繕を行っております。

3点目の体育館の経年劣化に係る維持管理についてお答えします。

現時点では体育館床の大規模な修繕はないものと考えております。しかし、今後、床の経年劣化は避けられませんので、体育館の小破修繕に加え、床木材の維持管理について検討を行ってまいりたいと考えます。

議 長 (馬場久雄君)
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

最初に再質問させていただきたいと思います。

学校の1要旨目の関係であります。安全点検の関係ですね。毎月実施している項目もあるようでありまして、この実施状況の結果報告というのは教育委員会に報告されているのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

各学校においては、私の経験ですと毎月1日の日をその点検日としていることが多いんですけども、学校では集計をして、そして異常がある場合には、学校内で修繕

した場合には済みとか、あるいは委員会に報告するとかという項目がありまして、それを受けて報告がありますので、一覧表の報告はありません。

一覧表については、例えば教室であれば点検項目がずっとあるわけですね。何項目かあって、その全ての項目、例えば出入り口、窓、床、あるいは壁とか、あるいは子供のロッカーですか、全ての面についての点検箇所があって、それで教室は1枚、廊下なら廊下1枚という、廊下も自分の管轄する部分の廊下ですけれども、何十枚という点検表がまずもって教務に上がって点検をし、教頭に上がる。そんな形で学校では集計しているんですけれども、教育委員会に上がってくるのは、必要な修繕についての依頼という部分は上がってまいります。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

そういうことであるとすれば、後段のほうになるわけではありますが、2要旨目の関係になりますけれども、最近修繕した項目とか、あるいは教育委員会に上がってきている項目はどんな項目が上がってきているか、あれば最近の状況をお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

私のほうでもお聞きはしておるんですけれども、具体について課長から回答いたします。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

それでは、今野議員さんのご質問にお答えをいたします。

各学校で点検をいたしまして修理箇所がございましたら、各校の教頭が取りまとめ

をして教育委員会に報告がございます。最近ですと、さきの補正予算でお願いをいたしました大和中学校の多目的教室の黒板の修理依頼がございました。黒板が上下に移動できる機能になっておるんですが、それが機能しなくなったということで修理依頼がございました。それで、現在修理を発注して、新学期に向けて今修理を行っている状況でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

そうしますと、学校自体で小破修理でそういうものは内容も結果も上がってこないということなんですか。学校自体でやった場合の状況なんですが。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

修繕前には上がってこないけれども、修繕した場合の請求書が上がってくるということを確認しているようです。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

なぜ今回これを取り上げたかといいますと、冒頭申し上げましたように、文部科学省では維持管理について繰り返しいろんな通知が出ているようでございます。古くは平成13年、私が知る範囲ですよ。その後平成22年とか、平成27年以降に矢継ぎ早に出ているようでございます。全てが学校施設の維持管理の徹底についてということで、恐らく県教育委員会を經由して各市町村に流れているんだろうと思いますけれども、これらの状況については、状況といいますか、通知文については教育長、把握といいますか、認識されていますでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、お答えします。

議員さんおっしゃるとおり、やはり施設の維持管理について、東日本大震災以降、安全対策を推進ということで大分通知文が多くなってきておりました。それを第1次通知と第2次通知という形で促進なり徹底を図るよという通知がありまして、つい最近ですと、平成29年5月に消費者庁から安全調査委員会の報告ということで体育館等の床の剥離で事故が多いということが上がっておりまして、それで平成30年5月、そして直近では平成31年3月1日に発出されて、受けて、そして学校にそれを通知をしている状況がございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

今言われましたように、結構いろんなところの維持管理等、必要な措置ですか、措置対応についての通知文書が多くなっているんですが、もちろん東日本大震災の影響もあるんだろうと思いますけれども、それ以外に文部科学省がここまで周知の徹底を図ろうとしていることについてはどう受けとめられていらっしゃるのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

やはり再三再四出るということは、維持管理についての徹底がやはり十分ではないという認識が国にもあるんだろうと思いますし、現にやはり新聞等で事故の報告を見ますと、やはり十分とは言えない状況もあると考えております。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

そういうことだろうと私も推測するところではありますが、問題はそういう異常な部分と申しますか、なところの安全対策、必要な措置をどう対応しているのかということだろうと思います。

先ほどありましたように、学校保健安全法第26条では、先ほどあったような、結局その点検をするための計画を策定して安全点検を定期的実施しなさいというような内容になっているようではありますが、それらを受けて、27条ですか、27条では学校設置者に対して必要な措置を講じるようにというような条文になっているわけでありませう。

私、前に学校の中身と申しますか、学校内をちょっと見てみようかなと思って、それで学校側に連絡しましたら、教育委員会を通して入ってくださいというような案内があったんですけども、そういうことで、それはちょっと委員会には連絡もしないで最終的には実態を把握することはできなかったんであります。そういうことで、どういう状況なのかは十分把握できないでいるわけでありませうけれども、本町内のそういう学校施設は結構多いわけでありませうが、そういう状況について、要するに文部科学省で言っているような安全点検と必要な措置の部分、現実問題としてどう捉えていますか。あるのか、ないのか、教育委員会ではたまに学校内に出向かれることもあるかと思うのでありますが、そういう意味では気づいている点等があればお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

確かに学校の校長に学校施設については管理を任せてはいる状況にありますが、今回の県から平成30年度いろいろ文書があったものですから、以前からもいろいろ行事のたびに体育館を見て歩いてはおるんですが、今回小野地区にも足を運んでみました。やはり報告は上がっていないんですが、例えば体育館の入り口付近のそのところの床が多少剝離状況にあたり、この間は利用団体からある作業をしてい

るときに剥離状況が確認できたという連絡もありまして、その辺について見させていただきました。ですから、現時点で学校から上がってきているものがゼロで来た場合でもやはり大丈夫かという認識を町としては持つ必要があると思います。

その辺で、実は3月5日に校長会議が臨時で別件であったんですが、その際に3月1日の通知文を示しながら法律の根拠、ここまでは誰もわかると。ただし、危機意識を持って写真を撮って委員会まで報告する、それぐらいの意識を持ってほしいということで、年度末、そして年度初めを迎えますので、児童生徒の事故防止については十分意を用いるようにというふうな、これまでやはり文書だけで済ませていた部分もあったものですから、その反省に立ちまして指示をいたしました。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

実態はそういうことなんだろうと思います。これはやっぱり先ほど黒板の話もあったんですが、新聞等に出ているのもやっぱり上げ下げできる黒板が倒れてきてけがをしたとか、そういう情報もあるようでありますので、やっぱり日常点検の状況と、先生方も多分忙しくてやっている部分もあるんだろうと思います。そういう意味では見落としていいですか、そういうこともあり得る話だろうと思いますので、今お話があったような形で委員会としても注視していただければいいのかなと思っております。

それから、この法律に関連してであります、建築基準法に基づく点検の実施状況をいわゆる法定点検なんですが、答弁にもございましたように、いわゆるその専門家ですか、有資格者が点検する項目、これがちょっと私、調べた範囲では100平米以上の学校施設が対象になっているようなんですが、本町での基準法に基づく法定点検が必要な学校施設というのはどのぐらいあるんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

その点については課長から答弁申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

それでは、今野議員さんのご質問にお答えをいたします。

法律に基づく点検はどういったものを行っているのかというところでございますが、回答にもございましたように、消防法に基づきます消防署からの調査に基づいて、ふぐあい箇所がありましたら毎年そういった箇所は修繕をしております。そのほかに電気法に規定します電気工作物の点検、これは学校の敷地内にある電源装置、キュービクル等のそういった電気の点検、そういったような法定での点検がございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

消防法はわかりますね。当然消防法の17条にはその辺の点検義務が課せられているようでありまして、あと電気法の関係もあるようですが、私、聞きたかったのは建築基準法に基づく点検。学校も何かあれを見ますと100平米でしたか、何か入っていることは入っているんですね。建築基準法12条第1項の規定というやつなんですかね。もう一つは第2項の規定で、学校の用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える建築物については、有資格者による建築物の点検を定期に実施することが義務づけられているということなんですが、どういう施設が、100平米というのは大したことはないのか、全てになってくるのかなと思ったんですが、この基準法に基づく点検というのはどうなっているのかなとお伺いしたかったんですけども、例えば。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、その辺につきましては、申しわけありませんが、確認の上、報告したいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

次の質問。今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

そういういろんな法律に基づいて実施しなければならない安全対策というのがいろいろあるようであります。

それでは、次の3点目の要旨であります。学校の安全管理について、平成29年3月の定例会でも質問をさせていただいております。これは先ほどありましたように各小中学校で安全点検の実施計画を策定して、校内施設の安全点検を実施しているというご答弁でありましたので、今回も同じであったわけであります。先ほど教育長のお話にもありましたけれども、平成29年5月29日の体育館の床板の剝離に対する負傷事故の防止対策という通知が来ております。これも先ほどありましたように消費者庁の消費安全委員会が原因調査をしていて、その原因の調査結果の報告が文部科学省に行って、それが多分教育委員会にも来ているんだろうと思います。その原因が、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥の影響が考えられると。体育館の維持管理の上では非常に重要な項目部分だというふうなことが指摘されております。どういことを言われているかということ、1つは、適切な清掃の実施。この中では水拭きとワックスがけは禁止と言っております。それからあとは日常点検、定期点検の実施とか、記録の保管及び速やかな応急措置、維持管理を外部委託する際の適切な内容の設定、長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修改修記録の保管、施設利用時における注意事項の周知、こういうことが平成29年5月29日の通知文書にあるわけですが、この点についてはごらんになっていたでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

そのご質問にお答えしたいと思います。平成29年5月29日に文部科学省の施設とスポーツ庁の参事官のほうからの通知となっておりまして、今議員さんおっしゃったとおりに、1番目の部分で適切な清掃の実施という部分にワックスがけの禁止という項目がございます。2点目については、日常点検、定期点検の実施、記録の保管や速

やかな応急措置ということでの通知文はっております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

これは私の認識不足だったといいますか、ちょっとスポーツ庁の絡みで管理して、やっぱり体育館利用をして子供たちに年に年末とか、みんなで使っているので清掃しましょうということで、要するに最初水拭きして、きちんと絞ってやってはいるんですけども、水拭きをして、そして学校で用意していただいたワックスがけをしてくれました。これまでほぼ毎年の意識でいるんですけども、それが結局だめなやり方だったので、そういうところを各学校に周知しておく必要があるのではないかなと思ったんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、お答えしたいと思います。本当にスポーツ少年団の方々には体育館の清掃等を本当にいつもありがとうございます。また、ワックス等の、これは常時ではないですね。本当に学期とか年という部分だと思いますが、やはりこの文部科学省の通知書を見た場合に、体育館にワックスを使用する場合にはというただし書きも一文あるんですね。そういう意味で各学校を確認しましたら、やはり体育館のワックスについては一部空拭きだけでモップ清掃だけの学校もありましたけれども、年に1度先生方でワックスがけを、つまり水できれいに清掃であかを落として、年に1回ワックスをかけるというところ。あとは卒業記念奉仕作業ということでやっている学校もあったようです。

この辺についてはやはりもう少し勉強する必要があるのかなと私、思っております。フローリング協会あたりで出しているいろんな点検すべき項目があるんですけども、それを読んでいてもやはりきちんとした、5年なりに1回ポリウレタン樹脂での塗装ですかね。そんな形での維持管理がということがこれには書いてあるようです。

現在、中学校関係については対応しておりまして、ふれあいセンターについても利

用者が多いものですからやっておりますので、その辺についてもあわせて検討していきたいと考えております。

議 長 (馬場久雄君)
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

ぜひこれは徹底していただきたいなと思います。

体育館の剝離にかかわる事故は報告されておまして、私、前に平成29年3月ですか、質問したときに宮床小学校の体育館、そこも応急的に直したようでありますけれども、あそこももう割れていましたので、そういう割れたのが体に突き刺さって大けがをしたという報告もあるわけであります。体育館の床板の剝離は、そういう危険性をはらんでいるということだと思います。

先ほどありましたように、この間、床板の状況で、ワックスがけをしたときに結局古いラインテープを剝がしたんですよ。ところが、古いラインテープは粘着性が非常に強いやつだったんですね。剝がしているうちに、先ほどお話があった床板の剝離がありました。この辺も、要するにそのラインテープの使い方もやっぱり学校も含めてですが、利用者にもやっぱり徹底しないとそういう問題がいつ起きるかわからないという状況ではないかなと思いますので、それこそこの部分についてはもう早急な対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

先ほどの平成29年5月の文書、1番目、2番目ということでお話ししましたが、5番目に施設利用時における注意事項の利用者への周知という1項がございます。やはりこれも大事ですので、この辺について周知を図れるような対応をしてみたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

要するにその施設を安全な状態で長く利用していくという意味では、そういう維持管理の面で細かい部分かもしれませんが、十分配慮していただきたいなと思います。

私が知っている範囲では、小学校の状況では吉岡小、宮床小、小野小、鶴巣ふれあいセンターについてよく利用させてもらっているんですが、吉岡小学校は別な形で行ったときに見せてもらったんですけども、いずれも大分劣化しているかなと思います。例えば小野小学校でももう20年以上になるわけでありますので、いろんなスポーツ用のラインも書いてあるものも消えておりますし、先ほど申し上げたように、いわゆる粘着性の強いテープをそのまま張ったままなんです。それを剥がそうとすると先ほど言ったような剥離が出てくるという問題もありますので、この辺はしっかり徹底していただくようお願いをしたいと思います。

それから、もう一点なんです、これはちょっと小野小だけしかわからないんですけども、小野小学校は児童数がかかりふえておりますよね。そんなこともあると思いますが、いわゆる体育授業用のいろんな器具がいっぱいあります。そういうものもいわゆる廊下に置いてあったりして、要するに器具庫が非常に狭くなっているという状況だと思います。こういうものも周囲に置くと子供たちのけがの問題とかがあり得るわけでありまして、あるいは災害時には非常に邪魔なものになってしまうということもあろうかと思っておりますので、そういう器具庫の整備も必要ではないのかなと思います。そういうものは学校から上がってこないのが私的には不思議に思っているんですけども、その状況についてちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

ただいまの小野小学校の体育館の件なんですけれども、器具庫については以前もご指摘がありまして、整理整頓すると。学校の施設の部分もあるし、施設開放時に使う用具もあるという部分での整理整頓についての動きはしてまいったのですが、なお、これからも話をしていきたいと思っております。

それから、体育館につきましては、器具庫の入り口付近の扉のすべり、下部分です

ね。それから入り口の部分とか、あるいは外側の更衣室か何かの部分の前の部分ですね。あそこもその部屋に用具が入っているものですから、大分使用頻度が高いと思います。その辺についても予算要求で修繕の方向で今言ったところは考えておりますので、一応体育館関係については、学校から連絡があった分については修繕を行い、一応確認はしております。

議長（馬場久雄君）

今野善行君。

10番（今野善行君）

ぜひ安全対策をお願いしたいと思いますし、先ほど申し上げたようにそういう分については本当に今すぐにでもすべきではないかなと思うところがございます。

先ほど、体育館のウレタン塗装の関係のお話がありましたけれども、例えばあのぐらい古くなってしまうと、関係者の話を聞くと一回やすりですか、要するにサンドをかけないとだめなような状況になってきていると聞いております。そうなってきますと要するに修繕といいますか塗装費もかさんできますので、やっぱりそうなる前に軽微な範囲でやれるような段階で対策を講じていただければと思います。

以上で1問目を終わりたいと思います。

次、2問目に移らせていただきたいと思います。

本町の公共施設の維持管理に係る対応についてということでございます。

ある意味第1問目とも関連してくると思いますが、また、今回同僚議員の武道館のお話とか、町民研修センターのお話もありました。そういう意味では総合管理計画との兼ね合いからしますと全体的なお話になってくるかなと思います。

本町の公共施設については、1町4村という合併した町となっております。そういう意味ではいろんな施設が数的に多くて、なおかつ老朽化している施設も多くなっております。公共施設については町民の貴重な財産であり、最大限有効活用していく必要があるんだろうと思います。そういう意味でソフトとハードの両面において、現状把握のための点検を行い、維持管理に向けた具体的な計画を策定すべきではないかなと考えるところであります。

そこで、総合管理計画では、公共施設点検マニュアルを策定し、とありますが、策定されたのかどうか。また、現状把握のための点検の実施状況とそのときに出ていました個別の施設整備計画の取り組み状況についてお伺いします。

2 要旨目であります。個別の公共施設に係る保守点検業務を委託している施設もあると思っておりますが、それらの点検結果は維持管理にどのように反映されているかお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、本町公共施設の維持管理に係る対応ということでございます。

1 点目の公共施設点検マニュアルの策定状況と個別施設整備計画についてでございますが、公共施設点検マニュアルにつきましては、平成31年度におきまして各集会施設の個別施設計画業務を施行することとしておりますが、並行して公共施設点検マニュアルの作成についても計画しているところでございます。

また、公共施設の個別施設計画、長寿命化計画でございますが、この策定につきましては総務省及び所管省庁のガイドラインに基づきまして、インフラ関係では橋梁、下水道の計画を策定し、公共施設につきましては町営住宅の計画を策定しております。平成31年度には前述の集会施設及び学校教育施設の計画策定を予定しており、平成32年度までに各施設の計画を策定してまいりたいと考えております。

2 点目の公共施設に係る保守点検業務の点検結果を維持管理にどのように反映しているのかについてでございます。

公共施設の保守点検業務につきましては、施設規模等に応じて各種法令に基づいた消防設備、電気設備またはエレベーターなどの法定点検を実施しております。保守点検は専門知識を有する業者に委託しており、その点検結果報告書を受け、要交換、要点検の項目があった場合につきましてはその詳細について確認し、設備の耐用年数や修繕費用等を検討しながら最も安価でより効果が高いほうで修繕等を実施しております。一例としまして消火器の更新時期の調書を作成して、それに基づき交換時期の年度に予算要求するなどの対応を行っております。平成31年度におきましては、1 点目で申し上げました公共施設点検マニュアルを作成いたしますことから、職員が確認できる項目をリストアップして、簡易な日常点検などを実施できるようなマニュアルを整備してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

今野議員さん、ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩します。休憩の時間は10分間程度とし、再開は午後1時からといたします。

午前 11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

引き続き今野善行君の一般質問を行います。先ほど午前中の質問の中で、建築基準法上の点検について答弁がありますので、先にお願いをしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、午前中に今野議員さんからの質問につきまして建築基準法に関する部分を保留にしておりましたので、この件につきまして課長から説明申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

それでは、今野議員さんのご質問にお答えいたします。

建築基準法第12条の規定によります定期報告制度でございます。この定期報告制度は劇場、映画館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、学校、百貨店、こういったような不特定多数の方が利用する建築物、特殊建築物と呼んでおりますが、これら特殊建築物は一旦火災などの災害が起こると大惨事につながる危険性がございます。そのためにこういった危険を避けるために建築物の所有者は定期的に専門家の調査または検査を受けて特定行政庁、宮城県知事になりますが、知事に報告するよう建築基準法第12条で義務づけられております。検査の項目は換気設備、排煙設備、非常灯の照明等、

消防設備、エレベーター、エスカレーターなどが検査の対象になってございます。それで、この定期調査報告の対象ですが、学校事務所等につきましては面積が1,000平米以上で5階以上に当該用途を有するものということでございますので学校であれば5階以上の建物がこの定期報告制度の該当になります。したがって、町内の小中学校においては定期報告制度の対象外ということでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

引き続き一般質問を行います。

10番今野善行君。

10番 （今野善行君）

ただいまの報告、ありがとうございました。私の資料には100平米と書いてあったものですから、そのところが違うところですね。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

総合管理計画については昨年の3月の定例会において質問させていただいております。この中では、いわゆる実態を把握した上で内容をいわゆるデータ化して、統廃合とか、修繕とか、長寿命化という、そういう対象の対応の仕方を計画化していくという内容だと思いますが、答弁の中についてちょっと質問しますが、個別施設計画業務と並行して点検のマニュアルを作成するということなんですが、何かこの辺の順序がちょっとよく理解できないのでありますけれども、点検マニュアルがあつて点検をして、その結果に基づいて個別計画をつくるということではないのでしょうか。お伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

並行してという言い方でありましたので、そういったあれ、この各種施設業務計画を施行するというので、専門的見地がここで出てまいります。そういった形のを参考にしながらという形、参考にといいいますか、そういったことも加味しながらマニュアル化していくということでございます。

議 長 (馬場久雄君)
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)
ということは、点検に当たっては何か専門的な知識を持った方が実施をするという
意味なんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
点検個別設計計画業務委託については専門家がやるということでございます。計画
の業務ですね。業務について。そして、それに基づいてこの点検マニュアルというの
につきましましては、そういったものをもとにして職員が点検するこういったチェック項
目とか、そういった点検するマニュアルをつくるということですから、個別設計計画
業務をやって計画をつくって、それをもとに職員として点検するマニュアルをつくる
ということですので。

議 長 (馬場久雄君)
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)
そこのところ逆ではないですか。状態を点検して、それに基づいてどういうものを
チェックしていったらいいかというマニュアルをつくるのではないかなというふうに
私、解釈したんですが、この書きぶりは逆なのかなと思ったので、ちょっと確認をさ
せていただいたんですが、大丈夫ですか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

私もそういうつもりでお話ししたと思っているんですが、そうではなかったですか。点検、そういった業務を専門家にやってもらって、その状況を見てマニュアルをつかって、その後の点検については、専門家ではなくてみんなでやるようなマニュアルをつくっていくという。そういうことです。言い方が悪かったですかね。

議 長 （馬場久雄君）
今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

そこをやりとりしても余り意味がないかなと思うのでありますけれども、いずれにしても状態を確認した上で個別施設ごとに結局状態を判断していかなくてはならないわけですね。この施設を将来どう使っていくか、あるいはどの部分を修繕しなくてはならないのか、統合廃合すべきなのか、あるいは長く使うために長寿命化しなくてはならないのかということは出てくるんだろうと思いますけれども、その辺の考え方の整理というのはどうされているのか、ちょっとお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

考え方の整理ということでございますけれども、今おっしゃったような考え方の中で専門家に見てもらって、そして状況確認をして、そしてマニュアルにもする。あとそこからこれについては今後どういった維持管理をするとか、そういったものについてやっていくということでありまして、考え方といえばそういう考え方になると思います。

議 長 （馬場久雄君）
今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

そうしますと、私の理解が悪いのかもしれないですけども、これは個別計画については、要するに専門家に業務委託をするということなんですか、前提が。そういう

ことであればわかりました。

そういう中で、結局あわせまして町のこの概要版がちょっと今手元にあるんですけども、その中では更新表の費用とか、そういったその財務的な負担も出てくるんだろうと思いますけれども、その辺の連動性といいますか、その計画策定の中ではその費用の部分も考えていかななくてはならないんだろうと思います。それと並行してだと思えますけれども、3月の質問のときには毎年毎年その財務計画ですか、それを見ながらやっていくんだという話でした。ただ、こういうふうに個別のやつが出てくるとある程度先が見えてくるわけですね。先ほど言った修繕なのか統廃合なのかという、長寿命化の部分なのかということで、それに合わせたやっぱり財務計画というのが求められてくるのではないかなと思いますけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、それぞれの今後の維持管理といいますか、そういったものを見直しといいますか、やっていく中でございます。施設については全てかなり老朽化しているものもありまして、これを一遍に同時にというのはなかなか難しいのが現実だと思っております。実際その維持管理のほかにも町のいろんなことが出てくるわけですので、そこの中でこういった形でやっていくかというのを見方を総合的なものにしなければいけない、あるいは緊急的なものが出てくるということもあり得ると思います。ただ、一つの、それを全て一遍に並行してするということが現実的な問題としてはなかなか難しいというものがございますので、それにつきましては、その中でやっぱり選択とか、そういったことはやっていかなければいけないんだと。そしてやっていかないとそういった更新といいますか、そういった維持管理についても、通常の維持管理は当然やっていくわけでございますけれども、そういった修繕とか、そういったものにつきましてはやっぱり優先度、そういったものをいろいろ判断しながらやっていかなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

当然そういうことだと思いますが、いずれいろんな考え方があって、公共施設の維持管理の考え方の中にもいわゆるP D C Aサイクルを回してやってみたと。そうしますとそれに合わせて財政運営といいますか、それとの関連も出てくると思いますので、その辺も含めてやるべきではないかなと思っております。

だんだん公会計の関係なんですけど、いわゆる財務的なことを考えた場合には、もう早目にいわゆる複式簿記の考え方を導入して、そういう財務的な部分の平準化といいますか、将来負担も含めて導入していったほうが財務上は非常にプラスになるのではないかなと思いますけれども、そういう計画的な部分についてはどうお考えになっていますでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

複式簿記の導入ということでございますが、現在、複式簿記でも出しておることは出しております。皆さん見ていただいておわかりのとおり、公共施設、こういった町といいますか、団体の複式の見方、一般会社の場合とはちょっと違った形でございまして、資産とかの問題もありますし、そういったものでは非常に複式簿記という制度としては非常にわかるんですが、有効に使っていくというものについてはまだまだ研究の余地といいますか、勉強の余地があると思っております。

複式のやり方については、当然会社等でやっているわけでございますが、そういう会計の仕方で長期的な展望を持ちながらということもあるわけでございますが、町のこういったやつの場合、減価償却の問題とか、そういったものの難しさとか、そういったものがあると思っております。毎年やって出しておるわけでございますけれども、もっと有効な活用といいますか、そういったものについてはまだまだ勉強が足りないところ、そういったところもあると思っております。複式というやり方の手法については、そういった形で非常にいいやり方といいますか、ではあると思いますが、これをこういった地方自治体とか、そういったものに取り入れる難しさ、その辺はまだまだあるとは感じております。ただ、研究はしていかなければいけないとは思っています。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

なぜそういう話をするかという、今企業のお話も出たのでありますが、要するに今の減価償却のお話にも出たんですけれども、いわゆる公共施設の中で建築等については減価償却ということが出てくるわけですね。そうしますと、それをいわゆる内部留保をできるわけです。減価償却をして内部留保していくと、要するに更新とかという場合に、あるいは長寿命化した場合に財源の内部資金として運用ができるのと、いざその部分をするときには、その資金をいわゆる取り崩して対応できるという意味では財務上は収入がプラスになるのではないかなという考え方があります。あわせて、先ほど申し上げたPDC Aサイクルの中で、それを導入することによって町の財政運営も非常に楽になるのではないかなということと、それから、先の見通しが出てくるという部分があるのではないかなと考えたので、その辺も早急にそれこそ町長おっしゃるように研究をして、ほかよりも早く導入して、安全なといいますか、安心な財務運営をしていただければいいのかなと思います。最後にその辺についてお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今減価償却のお話があって内部留保ということでございますが、減価償却をして会計上の内部留保ということと現実的な内部留保という、現実的なという言い方はおかしいんですけれども、そういった部分があると思っております。内部留保をすることによる経費という形の見方で処理ができる部分、やったら直ちにと言ったらあれですが、そういったものを実際留保をしながらやっていくということになりますと、例えば財調とか、ああいった形のものがそういうふうにもしかして切りかわっていくとか、そういった形になるのかもしれませんが、それだけのものが実際内部留保できるのかと、実際やったときに。そういった課題もあると思っておりますので、おっしゃるとおり、内部留保をしながら次に備えるということが非常に大切なことだと思っておりますが、そういったことについての研究といいますか、そういったことはこれ

からもしっかりやっていかなければいけないと思っています。

議長 長 （馬場久雄君）
今野善行君。

10番 （今野善行君）

今おっしゃったとおりなんです、いずれその長期的な財務という観点からしますと、そういう考え方を入れて、それで財政運営をしていくということも重要なポイントになってくるのではないかなと思いますし、それから、今後の公会計制度ですか、その中にそういった考え方も入ってくるということが言われているわけですから、その辺も含めて調査研究を深めていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長 長 （馬場久雄君）

以上で今野善行君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

9番浅野俊彦君。

9番 （浅野俊彦君）

昼食後の一番睡魔が襲うであろう時間帯でありますけれども、おつき合いをいただければと思います。

それでは、通告に従いまして1件3要旨、質問をさせていただきます。

第4次総合計画（後期）実現に向けた具体的構想はということで質問をいたします。

企業誘致と住宅市街地への人口定着が進んだことにより、全国の町村で有数の人口増加数を記録しておりましたが、近年、鈍化の傾向がございます。社会的増加が減少し、自然減を下回るような月もあるのが現状であります。第4次総合計画（後期）で掲げた2035年の人口フレーム3万人、さらにはまち・ひと・しごと創成総合戦略における2060年のケース2の人口ベースで2万6,600人の計画がありますが、これを幾らでも上振れさせられるような元気で安心、便利なまちの実現に将来ビジョンをもとにさまざまな内容を検討し、関係機関との議論を深めることが重要と考えるところであります。

そこで、町長に以下の3点をお伺いいたします。

吉岡西部土地区画整理事業実施に向けた構想は。

続いて、吉岡西原地区再開発の構想は。

3つ目としまして、鶴巢・落合地区の渋滞緩和に向けた交通アクセス改善の構想は
をお伺いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますが、初めに吉岡西部土地区画整理事業実施に向けた
構想に関する質問についてであります。

吉岡西部土地区画整理事業につきましては、平成30年12月議会において槻田議員の
一般質問において回答しておるところでございますが、改めてご回答を申し上げます。

吉岡西部土地区画整理事業につきましては、吉岡南第2土地区画整理事業と歩調を
合わせて平成8年に設立準備委員会を発足し、市街化区域へ編入すべく各種協議等を行
って行いましたが、宮城県からの人口フレームや事業の確実性が求められたことな
どから、吉岡南第2地区との同時編入を断念した経過がございました。

その後、準備委員会及び町では年1回程度都市計画に関する情報などにより、意見
交換を実施するとともに地権者等にアンケートを実施し、事業への意思確認などを行
ってまいりました。多くの地権者の方々から事業等へ関心を寄せていただいております
ことから、町として改めて区域見直し候補地として県に相談した結果、都市計画道
路北四番丁大衡線が完成することによる優位性などから、流通系を主とした土地利用
を目指す地区として昨年5月に一般保留地区となったものでございます。現在、土地
利用等について改めて関係者等の確認を行い、説明会を喫緊に開催予定をしていると
ころでございます。

次に、吉岡西原地区再開発の構想についてであります。

吉岡西原地区の再開発については、戸建ての町営住宅がございます敷地のことにつ
いてのことと推察しております。吉岡西原第2、第3、第4町営住宅につきましては、
それぞれ昭和34年から40年にかけて整備されたもので、既に50年を経過しております。
町といたしましては、住宅修繕が難しいことなどから解体をしていく方針を進めてお
り、特定入居によるアパートへの移住を進めております。しかし、住宅使用料や長年
住んでいることへの愛着などから現在も西原第2から第4まで残戸数が長屋4と戸建

てが15戸ございます。今後も引き続き特定入居についてご理解をいただくよう進めてまいりたいと考えております。

西原にございます木造の町営住宅敷地につきましては、西原第2住宅については面積が4,211平方メートルございます。また、第3住宅につきましては5,205平方メートル、第4住宅につきましては1,949平方メートルで、総面積は1万1,365平方メートルとなっております。吉岡市街地内において一団の土地、まとまった土地としては数少ないエリアとなってきておるとともに既に現に市街化区域の第1種住宅地域で住宅が建てられる場所となっております。そのことからどのような土地利用が町として最善なのか、今後検討してまいりたいと考えております。

鶴巢・落合地区の渋滞緩和に向けた交通アクセスの構想についてであります。

本町にございます仙台北部中核工業団地や大和流通工業団地などには有数の企業が進出し、特に主要中央道であります県道塩釜吉岡線、仙台三本木線、大和松島線については多くの通勤車両や輸送トラックなどが行き交い、朝夕には渋滞が発生している現状と認識しております。

現在、町では一般県道大衡仙台線の宮床工区の早期開通と宮床工区以北の事業化に向けた要望活動を富谷市、大衡村、大和町の市町村構成となっております一般県道大衡仙台線建設促進協力会により、隣接する企業の方々にも協力団体として要望活動に参加をいただくなど、工夫を凝らし、活動を行っているところであります。

また、昨年末には主要中央道仙台三本木線及び一般県道大和幡谷線との交差点部につきまして現在、大和流通工業団地内に増築を進めております自動車車載用電池工場の従業員数が、2021年には現在の従業員数約1,000人と同程度の従業員の増加が予想されており、今後ますます交通量が増加されますことなどから宮城県仙台土木事務所長に対しまして、現在も発生しております渋滞対策としまして右折ライン設置について要望をしております。

宮城県においても富県宮城を牽引する本町の重要性についてご理解をいただき、一般県道大衡仙台線については平成32年の早い時期に開通を目指すとの話をいただくとともに、鶴巢・落合地区においても平成27年には仙台三本木線落合相川地区の交差点に右折ライン設置を、また、現在も実施しております塩釜吉岡線鶴巢鳥屋地区にございます車橋かけかえ工事、さらには1級河川鳴瀬川水系吉田川の三川合流箇所でございます落合橋の長寿命化事業を行っていただいております。

町としましては一般県道大衡仙台線の宮床工区の完成に伴う交通動向と一刻も早い以北への延伸事業化とその事業の開通に伴う車両等の流れを見きわめながら、今後も

国、県等へ交通網の改善に向けて強く要望を行ってまいります。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

まず、詳細の議論を進めさせていただく前に2035年の人口フレームの3万人、これが実現可能かどうかというところでいくと杜の丘の北部の宅地造成が今度始まる中、決して達成できない目標ではなく、逆にそれを十分に上回るポテンシャルを持った地域であろうという思いがまずございます。特に2060年というかなり先の人口を考えた場合、特殊出生率の増減も考慮したまち・ひと・しごと総合戦略立案時の人口の、特に国立社会保障人口問題研究所の推計を準拠した場合には約2万4,500人減少するであろうという推測がある中、2万6,600人をさらに上限値として見込んでいる2万6,600人をさらに上回るような状況をつくり出す上では、今の3万人という計画をある意味に上方修正も今でき得る環境ではないのかなという思いがあるところでありますが、町長としてどのようなご見解をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人口についてでございますが、今2万人、3万人を上方修正というご意見でございます。

上方修正といいますか、こういったまちづくりにおいて、人口の増加というのは非常に大きなものがありまして、そういったことをしっかり目指していくというのが当然であると思っております。そういった中で、一つの目標として3万人を今立てております。富県戦略なり、あるいはいろんな災害等もあったわけでございますけれども、そういった中で今人口がふえている状況でございますが、先ほどお話しのとおり、今現在は落ちついたという言い方がいいんでしょうか、そういった状況にあるわけでございます。今後、企業の方々の進出もトヨタさんについては予定がされておること、岩手県と宮城県とに分かれますので、その辺についてのいろいろ人口がどうい

うふうに張りつくかというのはまだまだ不確定の要素がありますが、そういった要素もございます。

そういった中で、上にもう一つという考え方もあると思います。もう一つ考えなければいけないのが、日本全国で人口が減っているという状況もあるという中で、言葉は悪いんですが、人の取り合いと言ったら語弊がありますが、そういったものもある中での全体の見方として、そういったところでもございます。まちづくりをする分には、先ほど言いました人口をふやすということは非常に大切なことで、大きな目標でありますので、そういったものもしっかり頭の中には入れていかなければいけないと思っておりますが、計画を立てるに当たってはそういった大和町の問題、あるいは県の問題、国の問題、そういったものを見きわめながらのそういったことも必要だと思っておりますので、そういったことについてはそういった大きな目標を持つということは当然持っていかなければいけないわけでもございます。そういったものを反映させるにつきましては、さまざまな方向からの検討が必要ではないかと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

まず、吉岡西部の土地区画整理事業に関して、今度は細かく議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、南第2地区と同時編入を試みて、結果的には県の人口フレーム等、さまざまな環境から同時は断念をしたという経緯がある中でありますけれども、おおむね6年から7年に1度の都市計画の見直しに際して、一昨年吉岡西部地区に関しても開発の申請を行い、結果、一般保留地区としてまずはスタートが切れるような段階に入っていると私も理解をしております。

その中で、12月に槻田議員からも同じような質問があったということの回答があった中でありますけれども、やっぱり他市町村も次期の都市計画の見直しに向けてさまざま議論が始まっているやに耳にすることがございます。富谷市、大衡、大郷含め、さまざま市町村長会等でも意見交換をされている中で、近々で話題に上っているような案件など、ございましたら伺いたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

具体的にそのことについて、それを議題にしてというお話は余りないわけですが、皆さんそれぞれに人口をふやすという努力をやっていらっしゃるところでございます。大衡村さんにおかれましては、新しい団地がいっぱいになって、そしてもう一つやりますという計画があるようでございますし、富谷さんにおいてもそういった計画があるというふうに聞いております。そういった中で、お互いにどのぐらいにしましょうとか具体的話ではなくて、今このエリアにつきましては、おかげさまでそういった形の企業の進出等々、たくさんあるわけでございますし、また、具体的に言えばトヨタさんのああいった話もあるわけでございますから、そういった方々に一人でも多くこちらに住んでもらう、こちらといいますか、このエリアですね。そういった共通の思いがある中であります。具体的といまして、ここに何人、ここに何人というか、そういったことについては直接具体的に明確な内容を話しながらのそういったことについてはないのですけれども、先ほど言いましたとおり、新しい団地をもう一つつくりたいとか、つくろうとか、そういったお話は聞いております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

近隣の富谷黒川圏域でどうしていくのかという部分もいろいろ情報交換をとりながらバランスもとらなくてはならない部分もある意味あるのかもわかりませんが、今回保留状況で、解除できればすぐにさまざま着手できる中、12月の富谷市議会で議論がどうも始まっているような情報があったのが、大清水北部からあけの平東側にですね。とちの木までの間の県有林60ヘクタール、この開発に関してすべきではないかというような発言を富谷の市議さんがなされた中で、富谷市長としても今後の富谷市の発展を考えた場合には何らかの検討、県有林でありますから、それをどのように活用していくのかというのを県と大分連携をとりながら検討されていくというお話があったところであります。どういう団地になるのか、それとも工業団地系になるのか、まだ定かではありませんけれども、そういう中で、一步前に進んでいる西部地区、この機会を逃すべきではないのかなという思いがあって、今回あえてこの内容についても質問をさせていただきました。

そういう中で、初日の今年度の施政方針を伺った中でも勤労の場の確保や財政基盤の確立という意味で引き続き企業誘致をしてまいるということで施政方針の演説があったわけではありますけれども、幸いかな、その当初エリアで考えられていた部分がリサーチパークの北部の岩倉地区であったかと思いますが、幸いかな、一括して近くの会社さんに購入いただくという話が決まったことからすると、今後どこにどういった形で企業誘致を本当にしていくんだという話を考えたときに、特に吉岡西部に関しては、基本的には流通系を主としてというのが大前提の中、機を逃すことなく今こそ将来のためにやるべきではないのかなという思いがある中、具体的にどんな形で進められるのかなというところを議論したかったなということで今回の議題とさせていただいた次第であります。そういう意味で、北部工業団地が埋まり、リサーチパークも埋まりという中でやはりそういった意味での吉岡西部の開発をスピード感を持って実施すべき段階でないかと考えますが、町長のご見解をお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

吉岡西部につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、改めて一般保留地区といえますか、になったところでございます。このことにつきましては、前は住宅系という形でやっておりましたが、あの時代について、今の状況ではなかったものですから、2つ一遍ではなかなか厳しいのではないかとということで県からそういった、県といえますか、審査するほうからもそういう判断をされたところでございます。

今回改めて、この間、去年ですか、申請をして認められたところでございますが、それにつきましては住宅系とあわせて流通ということで申請をしてもらったところでございます。面積につきましても若干当初といえますか、最初よりは減った形で狭まったといえますか、そういった中で認可といえますか、保留になっているところでございます。あそこにつきましては、そういうことで、おっしゃるとおり、これから町として開発をするといえますか、そういったものについては一番そういう保留地にも指定されているわけでもございますし、力を入れていかなければいけないと思っております。

地権者の方について、この間もちょっとお話ししましたけれども、地権者がかわるといえますか、そういったことの説明とか、そういったこともあるわけではございま

すけれども、この状況の中で一日も早い、組合員になるかどうか、そういったことからしっかり調整といいますか、やりながら進めていくということで、町としましては、新しい開発としては最初にできる場所でありますので、おっしゃるとおり、スピード感を持ってやっていかなければいけないと思っています。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

今回の開発、スピード感を持っていうところがご同意いただける内容であったと思いますけれども、具体的にこれを事業化するといった場合に今回土地区画整理組合方式でという前提で今考えていると以前にも伺っておりますけれども、そのためにはまず設立準備委員会の発足をさせ、その後、さまざまなプロセスがある中で組合の認可、さらには組合の約款をつくったら総会を行ってというのが、その間に大分、県との協議が要るわけでありましてけれども、大きく分けて準備委員会の発足、組合の認可、設立総会というところがまず一つのスタート地点だと思いますけれども、現状の状況として、準備委員会の設立にまだ至っていないという状況かと思いますが、具体的にどのようなスケジュールでどういう形でかかわっていかれるお考えであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話しのとおり、まだそういった具体のものについては設立準備までも行っておりません。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、地権者の方々のご了解が一番必要でございますが、代がわりをした人があったり、地元にはいない人があったりということがあるわけでございますけれども、地権者の方々の同意といいますか、そういった中でスタートをしていかなければいけないということがございますので、それにつきましては今ちょうど連絡をとっているような、間もなく喫緊に開催予定ということでございますが、そういった状況に現在ございます。まだまだ具体のスケジュールとか、そういったところまでには今の段階ではまだなっていないのが現実です。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

さまざまな地権者の方々に近い方のお話を伺うとなかなかその準備委員会の発起人の代表になられる方がなかなか腹をくくっていただけないというような情報も耳にいたします。そういう中で、組合を設立するに当たっては7人以上の地権者の方で組合を組織するわけでありますけれども、対象となるエリアには町有地、県有地もある中で、町の地権者または県も地権者という形になるようであります。もちろん一般の方が発起人代表として立ち上がっていただくのがいいのではないのかなという思いはあるものの、どうしてもこれをやっぱり進めなければならないという中で、私もちょっと県の担当課にも電話をさせていただくと同時に今法律を読み込むと、組合方式であっても町または県が地権者であった場合に代表になれないわけではないというようなお話でありました。そこまでの最終手段になるかもわかりませんが、そこまでの覚悟も持ちながら、ある意味準備委員会の立ち上げ、組合の立ち上げ、またはやり方を変えて公共で開発するやり方に切りかえる方法ももちろんあるかもわかりませんが、ある意味でそこまでの覚悟も持った中で開発をすべきではないかなと思いますけれども、今の私の発言に対してご感想などがあればお願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

やり方につきましてはおっしゃるとおり、いろんなどいいますか、そういった方法があると思っています。現段階で、先ほど申しました情報としてお持ちのように、なかなか発起人の方が、ちょうど代がわりの状況があったり、あとは前回の経緯を知っている方がご高齢になったりということがあって、そういったご意見もあるのも事実だと思っています。まず、そういった状況はあるものの、地権者の方々とお話をして、その中での考え方を聞きながら進めていかなければ、地権者といえますか、一つの町も県もそういう意味では地権者でありますので、地権者というんですか、そういうことでありますので、皆さんをそういった説明をする立場とまたは自分が反対側の立場

であるということも認識しながらやっていかなければいけないと思います。

議長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9番 (浅野俊彦君)

地権者でありますので、そこは最悪のケースをやっぱり主体的に、単に受動的にではなくて主体的に動いていただくことを期待をしまして、時間も時間でありますので、2件目の要旨のお話に入らせていただきたいと思います。

吉岡の西原地区の再開発の件でございました。

これまでも各種委員会または一般質問等でも議論をさせていただいたことがあったと思いますけれども、前回、2016年の6月の定例会においては、木造の今の町営住宅、あれが本当に町営住宅として提供していいものかという観点から、ある意味憲法違反じゃないのかみたいな話もさせていただいた中で、再構築も検討すべきではないかという話でお話をさせていただいたわけでありましたが、一方で町営住宅の戸数は足りているんだという回答からするとなかなか町営住宅としての開発も今の状況としてはもったいなくなっているかなとちょっと考えも変えているところがございます。

そういう中で、あのエリアをある意味分譲するなり宅地販売をするなり、町営でそれこそやるのか、一般の開発デベロッパーさんに土地を譲渡してやるという方法もあると思いますし、面積的なところも先ほどのご回答でありましたが、総面積1万1,365平方メートルということで回答がございました。かなりの面積であり、住宅にするのであればかなりの住宅戸数が建つのではないのかなという思いがする中、あそこのエリアに関しては町有地で、なかなか売却なり販売がもしかするとできなかったのかなという思いが一つあったのが、2月28日に提案をいただいた土地の基金条例の廃止の提案があったわけではありますが、あくまでも財産処分できるのは普通財産ということになるかと思いますが、何らか土地基金条例の制約等、何かあったからなかなかそういった考えが、普通財産ではなかったから売却なりも含めて大きく検討できなかったとか、何かそういった制約があったのかどうかという部分と今回基金条例を廃止したことによって普通財産になったわけありますので、売却を含めてさまざまな制約がなく、検討ができ得る環境が整ったと認識をしておりますが、その辺の何か制約があったのか、ないのか、まずお聞きをしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

基金条例があつての制約とか、そういったことは特別ございません。あの土地につきましては、実際問題は住宅として使っているものですから、そこについて売却とかというものについてまだ検討するというか、入っている方もいる中で、そういったことについて検討がなされていなかったということだと思っています。更地であればそういった形で開発をしてという形のものは考える大変大きな一つのポイントになると思っておりますが、現在、町営住宅が建っている状況でございますので、具体的にそういった売却とか、そういったものについての検討がなされてこなかったということです。

議 長 (馬場久雄君)
浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

確かに現在住まれている方をどうしていただくのかという部分は、もちろん慎重に審議をしなければならない内容かと思えますけれども、長屋形式で4棟、戸建てで15戸と、大分棟数も減ってきている中、再開発をする、または売却をするといつてもすぐにできる話ではない中、やっぱり将来的な長期ビジョンが私は大事ではないのかなという思いがするのと、あと今ある戸建ても住宅整備の基準条例などを見てももちろんとてもその条例に合致するようなものではない中、公営として本当にお貸しいただいてお住みいただいているものかという心苦しい思いもあるところがありますけれども、一方その売却として見方を考えた場合、あそこのエリアがどれだけ一体資産価値があるんだろうかということを考えようと思った場合、一体その土地の2018年の公示単価、公示地価がどれぐらいあるのかという部分を一つの物差しにして考えるべきかなと思いますけれども、町長、あの辺の西原地区または大和町平均でも構いませんが、昨年度の公示地価でご存じでしたら、お聞かせいただければ。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

詳しくはちょっと私、知りませんというか、調べておりませんが、中町とか上町、なべやのほう、あの辺がかなり下がっているということ、あとこちらが十数万円と上がってきているということ、そういったことには見ておりますけれども、幾ら幾らと、済みません、細かいところまではちょっと今お答えする知識がございません。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

済みません。こちらは準備してきましたので、嫌らしい質問であったかもわかりませんが、2018年のちょうど標準値になっている部分が西原の9番11、こちらが公示地価の指定される場所になっておりますけれども、平米1万9,900円になります。同じく大和町内を見れば杜の丘が今回は一番高かったわけでありましたが、4万5,000円以上ついております。西原を除く吉岡エリアを見た場合にも大角あたりでも平米当たり4万円を超える。北六角、あと中町あたりで3万五、六千円が公示地価のようでありました。仮に都市道路を含め、道路側溝なりを含めてなかなか都市整備がおくれているエリアであって、西原地区は比較的同じ吉岡の中でも決して今の公示地価では高くないんだなという思いも持つ中ではありますが、仮に1万9,900円、これを先ほどあった1万1,365平米、これに掛け合わせると2億2,616万3,500円の価値があるようであります。ほかの吉岡地区よりも仮に低いという設定で考えて、大和町平均で考えた場合、大和町平均が3万3,650円でありますので、同じく面積を掛け合わせると3億8,242万2,250円資産価値がある可能性があるという状況にある中、さまざまこれから都市計画をしていく際に、またはその3万人を超える人口をお受けするという、本当にその開発の余地がある魅力的な場所になるのではないのかなという思いがある中、ある意味この価値を塩漬けしちゃっているのかという見方も一つ出てくるのではないのかなという思いもあります。もちろん現在住まれている方の対応をどうされるという部分もきちんと向き合ってお話もしていく中、あそこをいかに生かしていくんだという部分を考える時期に来ているのではないのかなと再度思いますけれども、町長のご所見をもう一度伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

土地の利用ということでございますので、それについては当然考えていくということが大事だと思います。塩漬けとか、そういう状況ではまずいわけでございます。今あそこにつきましてはアパートということで申し上げております。おっしゃるとおり、かなり古い建物、それであそこを貸しているのかなとおっしゃいますが、確かに我々も、ですからほかという形をお願いをしているところがあります。特定入居とか、そういった形で、それはこのごろ始まったわけではなくて、随分前からお願いをして、そして長軒といいますか、アパートに移ってもらうにしても1階を準備するとか、便利な部屋ですかね、そういった形でやってきているところがございます、そういった形の中でなかなか難しい状況があるということです。まさか強制ということもできるわけではございませんし、並行して考えろというお考えかもしれませんけれども、そのことについては、そういった土地の利用についてはここだけではなくて、先ほど言いました南区画整理の中にもある、今回は区画整理ではなく西部地区ですね。あれについても今回、西部地区と一緒にいるからこそ、今回利用は価値が出てきているということでありますので、そういった形で利活用ということについてはしっかり考えていかなければいけないと思っています。あわせてそういった住んでいる方々に対する協力要請と言えればいいんでしょうか。いろいろ住んでいる方は、ご存じのとおり、長く住んでいらっしゃる方とか、そういった方がおいでですので、そういった方々に対する理解といいますか、そういったことについてもこれまでも努力しているんですけれども、またいろいろ努力しながら、住んでいる方にはもっといい環境に住んでもらうような努力もしていかなければいけないと思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

そういう意味で吉岡の西部の土地開発とを含めて土地利用をどうされるかという部分をもう少し広域的な目で考えていただけるというようなお話でありましたので、そういった意味では同時並行で将来の本当に2060年なり、さらに100年先を見据えた形

でお考えをいただくことを期待しまして、時間も時間でもありますので、次のお話に入らせていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野議員、ここで暫時休憩したいと思います。（「結構です」の声あり）

暫時休憩します。休憩の時間は10分程度とし、再開は14時10分からといたします。

午後1時57分 休 憩

午後2時09分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

それでは、3要旨目の話を議論させていただきたいと思います。

鶴巣・落合地区の渋滞緩和に向けた交通アクセス改善の構想はということでお伺いをいたしました。

まず初めに、先ほどの答弁の中で、朝夕には渋滞が発生している現状と認識しているということで、渋滞の認識はされているようであります。具体的に、例えば利府境の小鶴沢あたりから吉岡あたりまでどのぐらいの時間を要しているぐらいの渋滞であったのかなというお話が上がってきているお話でももちろん構いませんが、お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

時間の詳細、何分かかった、通常何分ということまではちょっと聞いておりませんというよりも、具体的な何分というのは聞いておりません。混んでいる場所につきましては、おっしゃるとおり利府境からということでもありますし、こちらに曲がって

きた松島線の信号はもちろん、橋のたもと、そういったところ等々につきましてはあって、なかなか脇道から入ってこられないとか、または脇に入っていけないとか、そういったようなお話は聞いております。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

具体的にはという話でありましたが、大雪が降った日でももちろんない中であつたそうでありますけれども、車橋のかけかえ並びに落合橋の長寿命化の事業も影響しておったのかもわかりませんが、小鶴側方面から出てくる大和中学校のスクールバス、脇道をそれずに大通りを通われていたように伺いましたけれども、ほぼ毎日のように1時間を要していたというのが状況であつたようであります。始業開始時間におくれないように早められたり何らかの努力はされたのであろうと思ひますけれども、中学生を乗せた車が1時間、それももちろん問題であります、大和町北部工業団地なり、このエリアを就業の地として選ばれた方で近隣の市町村から通われる、もちろんそういった方も今はもちろん町民と呼ぶべきであらうと思ひますけれども、そういった関係を持った方が1日、朝1時間、帰り1時間、経済的な負担または気分的なストレス含め、かなりのものではなかつたのかなと思ふところであります。

今回そのアクセスの改善に向けた具体的な構想はということでお話をした中で、先ほどご回答があつた部分が、さまざま工夫を凝らした活動を行っているというお話もありましたが、お話があつたのが車橋のかけかえ工事だとか、落合橋の長寿命化事業とか、ある意味その交通緩和渋滞にかかわる話ではなくて、もちろんインフラの長寿命化という意味では大事な事業でもありますけれども、果たして今の工業団地に通われる方々をもちろん想定した中でインフラ整備が県の事業になる部分、もちろんありますが、遅すぎたのではないのかなという印象を持ちますけれども、町長、どのように思われますか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどの工事、橋につきましては宮城県がやっている長寿命化という工事でありますので、そのとおりでございます。整備が遅すぎたということでございますけれども、県道の拡幅とか、そういった意味でのお話かと思えます。塩釜仙台線とか、あれについては、そのとおり、今全然拡幅もなっていないわけでございますので、企業さんの進出ということを考えて北部工業団地をやっている段階では、それをやるとこうなるということが想定されれば道路も並行してというのが、そういった考えは持ったほうがよかったのではないかなと私も思います。工業団地をつくるということ、誘致ということが先行して、そういった通勤とかについての整備については後手後手になっているのが現状だとは認識しております。

議 長 （馬場久雄君）
浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

道路のアクセス改善というところでは少し後手後手になったのではないかとということで町長からの話もありました。もちろん長期計画でありますので、これまでの計画上、どんなだったのかなという部分も含め、再度見直した中でありましてけれども、第4次総合計画の見直しの平成28年7月版のところにも便利な町の重点プロジェクトとして457号線並びに北四番丁大衡線と同格で整備をうたっているようでありました。さらにはその前の平成21年7月版にも当然松島線とあわせて主要幹線道路としての整備をうたわれております。もっと前の第3次総合計画、豊饒のガイア、あの計画も見ても大和松島線、塩釜吉岡線、ここの整備は早急にすべきだということであっておるものの、実際は大和町の西部地区の道路幹線は、完成とまではいきませんが、進みを見ているものの、特に東部地区に関しては、もちろん長寿命化の工事はあるものの、具体的なアクセス改善に至るような工事がなかなか進んでいない現状であったという印象を持ってならないところでありますけれども、具体的にももちろん県ともさまざま協議をされておった結果であろうと信じたいところでありますけれども、こういった形でお話があつてなかなか進んでいなかったのか、どういうレベルでお話をされて、お話をされなかったのか。多分実績も長い町長でありますから、土木事務所さんの所長なり、または県知事さんなりとさまざまな関係のもとでお話をされればもっと進むような事業であったのではないのかなと思いがありますけれども、いかがでしょう。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

県道につきましては、毎年要望を出しておるわけございまして、これは県町村会としましても要望と一緒に統一して毎年出しております。そういった中で、県との意見の交換もやっているところでございます。県でもそういったことで渋滞については認識をされております。道路工事でございますので、全てを一遍にということはいかないということがあります。今優先道路という形になって、どれを優先するかという判断の中で一緒にやっていただければ一番よろしいんですけども、なかなかそういうのが難しい状況であって、先ほど言いましたけれども、仙台大衡線を最優先と言ったら語弊があるかもしれませんが、4号線と並行した形でそれが西部になるのかもしれませんが、中で工事事故があっても、あるいは何かあったときにも2つあって、一旦は通勤通学はもちろん、そういった災害時とか、そういったものについてもそれが一番優先だろうということで県でも今やっております。小野工区が随分長くかかったということもありまして、それにつきましてはいろいろ財政の問題とかもあったのかもしれませんが、今につきましては宮床工区、ちょっとおくれましたが、平成32年度、先ほども申しましたけれども、そういったことで、どれが力を入れなくてどれが入れないという言い方もちょっとおかしいかもしれませんが、最優先の中で今大衡仙台線をお願いをしているところでございます。それと並行してお願いはするわけでございますけれども、やはり優先度合いの判断と申しますか、そういったものの予算の中もあるわけでございますので、そういった中でこちらにつきましては大変申しわけないけれども、今現状、そういった混む状況になっているということでございます。これにつきましても県議さんとかにもいろいろお話を十分にご理解をいただいておりますが、現状はそういう形で、優先度合いと申したらこっちが優先度が低いのかという言い方になるとちょっとそれも語弊があるかもしれませんが、そちらをまず完成をして開通をしてということで進めておるところでございます。だからといってこちらは何もしないということではなく、我々としましては当然県道の拡幅につきましては大和町ではなくて、それこそ利府、ほかの大郷、松島、そういったことを全部絡んでと申しますか、共通認識を持っておりますので、それについてはまた県にしっかりお願いをしていかなければいけない大切な事項だと思っております。

議長（馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

今後の大和町を考えた場合に流通系としてその西部を開発する関係がある中で、大手の企業さんなりがいる中、ものづくりをされようという会社さんなりがあることを考えたときに塩釜吉岡線沿線初め、吉岡西部がやっぱり今度はポテンシャルが高いエリアになるであろうと思われる中で、あの交通渋滞をそのままにしておいたのは決してプラスではなくマイナス要因にしかなり得ず、特に企業さん方は誘致も早いですが、何らかその経済状況が変われば引くのも早いはずである中、特に従業員さんまたはその物流関係で朝晩無駄な2時間を過ごすよりはというところでさまざまやっぱり東北自動車道沿線の北のほうを含め、栗原なり、あちらも含め、さまざまいろんな思いをめぐらせる企業さんが私は出てくるのではないのかなと思いがあの中、ぜひ大幅な、例えば仙台塩釜線と松島線の間、丁字路にあのまま真つすぐ橋をかけてくれたらよっぽど早いんじゃないのかなという思いもある中、上流の落合橋との位置関係または悟溪寺橋との関係もある中、やっぱり難しい部分もあるかもわかりませんが、長期的な構想を持ちながら関係機関と働きかけることももちろん大事であり、目先の多少の改善策としてやれる部分、金額的にかからないのではないのかなと思われる部分が、キタセキ前の落合舞野の庚申のエリアですか、あそこから右折車線がもっと長くとれていけば北部工業団地に曲がる車で直進道路を遮ることなく通行できるのではないのかなと。一部の土地は県でも用地買収をしていないようなことであるようでありますけれども、ちょっと買収をすれば道路もほぼでき上っているような形状の中もある中、あそこの右折ラインなんか、早急に私、やるべきじゃないのかなと。それを今の状況も説明をしながら県にもっと訴えるべきではないのかなという思いがある中でありますけれども、一部答弁の中で右折ライン設置について要望しておりますという回答がありました、それが私が今言っている場所であるのか、そういった内容であるのかを含め、そこをちょっと確認をさせていただきます。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員のおっしゃっている橋を渡っての右折ラインといいますか、ということについては前々からそれもお願いをしております。それから、この12月に言ったのは三本木線と幡谷線といいますか、あちらの大郷から来るやつをあそこも大変渋滞するものですから、それについてここで申し上げております。おっしゃるとおり、右折レーンラインとか、そういったものにつきましては費用的にはかからないわけではないんですけれども、そういった比較的そういったことにできるということでありまして、土木でも道路についてなかなかできないところがあるんだけれども、そういった右折レーンとか、そういった細かいといたら変ですけども、そういったものについてはできる限り協力しますというお話はいただいておりますので、そういったことについてお願いをしているところでございます。おっしゃっているここに書いてあるのは、年末に言ったのはそっちのことでございまして、キタセキのところではないのですが、キタセキのところについても当然前からお願いをしておるところでございます。今後ともそういうこともやっていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

キタセキの右折ラインの必要性に関しては理解をいただいたと思っておりますけれども、本当にどれだけの場所をね。買収しなければならぬのかという部分を見ると、そんな面積でもないんですよ。一部路盤もある意味できている部分がある中、もちろん担当課長レベルでは土木事務所なんなりとの協議を進めているのではないかなと推測はする部分がありますが、それですぐにゴーとならないのであれば、やっぱり町を代表して町長が土木事務所の所長なり、または県庁のまた上の方なり、直談判してでもぜひその予算化をお願いをしないとせつかくのこの富県宮城の中の重要な北部工業団地に通われる方々に逃げられる話にならないかなということが私はすごく気にするところでありましてけれども、ぜひそういう意味では直談判をいただいてもぜひアポイントをとっていただいてご協議をしていただきたいということを望むところでありまして、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

直談判ということですが、この年末も私、直接行ってやっております。また、仙台土木、あるいは土木部の関係の部長、課長といろいろな情報の交換も密にやっておりますので、そのようにこれからも積極的にやってまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

浅野俊彦君。

9 番 （浅野俊彦君）

まちづくりは人づくりであり、過去ではなくてやっぱり将来づくり、未来づくりというのがまちづくりであろうと思う中、やっぱり広い目で長い先も見ながら、きのう馬場議員の一般質問の中でも北部工業団地の成功に関しては前人のさまざまな知見を持って実現ができたんだというお話でありましたが、ぜひ町長にもこれから2060年なり100年先に、ああ、町長があそこをやられたから今の本町があるんだと思っていただけのようなまちづくりを進めていただくことをご祈念を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

偉大な先人のみじヶ丘の団地造成のおかげでもみじヶ丘に住んでいます。あの造成がなければ私はここには生活していないかなと今浅野議員の締めくくりの言葉を聞いて改めて認識をした次第です。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

総合計画の見直しを。

町に進出している複数の大企業は、業績順調により事業拡大をしております。また、これに伴い、さらなる関連企業の進出も予想されているところであります。そして、

本町は法人税収の伸びにより不交付団体ともなっております。これは平成31年度68%増になったんですかね。今後ますます好影響をもたらすものと思われ、今や全国でも有数の元気のある町となって注目を集めているところであります。

そこで、平成28年に、これは平成27年度に総合計画の前期分見直し改訂を行いましたけれども、相次ぐ大企業の事業拡大に対して対応できているのでしょうか。

2つ目は、このような時期、総合計画の終了まで、これは平成35年までですかね、待っていてはこの千載一遇のチャンスを見逃してしまうのではないか。このため、一刻も早く計画を見直し、町政発展を画してはどうか。町長の所見をお伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは初めに、平成28年に総合計画を見直し、改訂を行ったが、相次ぐ大企業の事業拡大に対して対応できているのであろうかに関してのご質問についてお答えいたします。

大和町第4次総合計画は、平成21年3月に平成35年度を目標年次としまして、みんなが誇りと愛着を持って住み続けられるまちづくりの実現を基本理念として、本町における今後のまちづくりの方針、方向性を明らかにするために策定された大和町におけます最上位計画でございます。その計画期間につきましては平成21年から35年までの15年間であり、平成21年度から平成27年度までの7年間を前期計画、平成28年度から35年度までの8年間を後期計画として計画されており、社会情勢の変化や新たな課題への対応とまち・ひと・しごと総合戦略の策定とあわせて平成28年2月に見直しを行ったところでございます。総合計画の期間内におきましては、3年を期間としました大和町第4次総合計画に基づく第4次実施計画を策定しており、その中におきまして総合計画に具体的な記載がない事業を総合計画に準ずる事業として事業計画し、実施してきており、総合計画に記載されていない事象や事業が発生した際にはその都度適時対応してまいりたいと考えております。

次に、千載一遇のチャンスを見逃してしまうことなく、総合計画を見直し、町政発展を画してはどうかにつきましてお答えをいたします。

ご質問のとおり、昨今の本町に進出している複数の大企業におきましては、業績が

順調に推移し、工場のラインの増設や関連企業の進出も計画いただいているところであり、住宅、家族、工場などがふえる、全国でも恵まれた町であると感じております。トヨタ自動車東日本株式会社様におきましては、静岡県の東富士工場の生産機能を2020年までに宮城県と岩手県の工場へ再編する計画が発表され、それに伴い、社員約1,100人とその家族が移動する状況にあると伺っております。そのような状況にも対応するため、平成28年2月に見直した総合計画の第1章、みやぎの元気を創造する産業のまちづくりにおきまして、積極的な企業誘致と既存工業の振興や、第5章、便利で快適に暮らせる定住のまちづくりにおいて市街地整備の推進や交通基盤の充実、強化の基本目標を示し、主な事業を示して取り組んでおりますほか、総合計画にない事象が発生した場合には適宜実施計画においてその対応に取り組んでまいりたいと考えております。また、平成31年度で5カ年の期間満了となりますまち・ひと・しごと創成総合戦略につきましても、第2期の総合戦略の策定を平成31年度中に行うこととしております。平成32年度から5カ年の期間ですと、総合計画の終期、平成35年を1年超えた形となってしまいますので、総合計画の見直しにつきましては総合戦略の計画期間も含めて現在検討しているところでございます。

以上です。

議長 (馬場久雄君)

7番渡辺良雄君。

7番 (渡辺良雄君)

答弁いただきました。

現在、吉岡のまちは随分アパートの建設が目につくんですけども、町長、住宅着工件数というか、アパートの建築も含めてトヨタの進出なりそんなのを受けてだと思えますけれども、大体アパートでいいんですけども、担当課でつかまえているかどうかなんですけど、今までよりもぐっと上がってきているのかどうか、その辺の方向性をちょっとお伺いしてもよろしいですか。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

済みません。ぐっと上がってきているというのは建築件数が着工とか、そういう意味で。上がってきているとは思いますが、なお……。済みません。担当課長から。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

渡辺議員さんのご質問に答えさせていただきます。

建築確認というものは、昭和の代については基本的に町も経由して件数はわかっていた現状がございます。今現在は町を経由しないで特定行政庁、仙台土木事務所さん、あと民間にも申請できるという形になっていますので、町でどれぐらいというものはちょっと把握できていない現状でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

把握できていないとの承知したんですが、これはちょっと知りたいんですが、知りたいというか、町がどういう状況にあるかという指数にはなるかと思いますが、これは町長、掌握するようにはできないんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

済みませんでした。なかなか家屋調査は税務課でするので、そこで把握が一応できると思いますが、今ちょっとまだ数字を持っていません。後ほどご報告をさせていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

7番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

何かとんでもない質問をしたみたいですが、もしわかれば教えていただきたいなと思います。

先ほど、浅野議員が細かな理論武装をされた質問があったんですけど、私は首長としての町長に質問というよりは政治家としての町長に質問したいなと。ふわっとした質問というんでしょうかね。そういったことで質問をしたいんですけど、昨年、トヨタが発表をしました。静岡を畳んで岩手とこの黒川に来ると。それから、エレクトロンが土地の話があったときに買うというようなお話がありました。それから、昨年の6月だか7月ですかね。トヨタと一緒にやっているEVエナジー、これが第7工場まで計画をして、これが敷地がもう満杯になるというようなお話がありました。それらを総合して見ると、今先ほど町長からご答弁いただいて、第4次総合計画を見直して、後段に入ってきているわけですが、見直さなくていいんだというふうに私、受けとめたんですけど、それはなぜ見直さなくていいのか。となると、第4次実施計画があるからそこで補うんだというお話を受けたんですけど、第4次総合計画が最高の計画だと。それを受けての第4次実施計画では、やはりそれは下位計画ですから、第4次総合計画を具体化する計画であって第4次総合計画とはちょっと違う。細かな計画だと私、と思いますが、それで見直さなくていいんだというのは私はちょっと違うかなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

第4次総合計画というのは、おっしゃるとおり、最上位計画でございますので、見直さなくていいということではなくて、現状において今第4次総合計画で動いているわけですから、そこに実施計画も含めて今動いていますよといえますか、いうことでございます。

その第4次総合計画につきましては先ほども言いましたけれども、平成35年という期間で見直しをこの間やって変わってきております。その間、いろいろ自然災害とか、いろんなことがあって、いろんな環境が大きく変わってきていることは事実だと思

ております。そういった中で、まち・ひと・しごとの事業も出てきているということでもあります。先ほども申しましたけれども、その全体の見直しといたしますか、計画のあり方について、今まち・ひとが平成31年度で終わって32年度でまた新しいのが始まる。そうした場合に基本的には5年であると。その中で、総合計画は4年の段階で終わってしまうというか、計画的にはですね。そういったことがございますので、その辺の計画の整合性といたしますか、そういったことは当然持っていかなければいけないと思っておりますし、また、その内容につきましても変わってきている部分もあると思っておりますので、そういったものについて、今総合計画も含めてどういう形で今後町としての計画を進めていけばいいのか、あるいは見直せばいいのか、あるいはつくればいいのか、そういったことも含めて今そういった検討をしておるということでございます。見直しをしなくていいといたしますか、総合計画でございますので、それは基本として今はそれで進んでいるということでございますので、よろしく願います。

議長 （馬場久雄君）

7番 渡辺良雄君。

7番 （渡辺良雄君）

しつこいようですけれども、トヨタが来て、それからエレクトロンも工場をさらに建てる、それからEVエネルギーは敷地が満杯になって、これからどうするのかと。まずこの敷地が満杯になって、静岡の湖西市の本社、プライムアースEVエネルギーの本社は、市議会が中心となってさらにEVエネルギーの本社の敷地は、今造成計画に動いているというようなお話も会社からお伺いをしました。その現場をちょっと見てきましたけれども、かなり湖西市としても力を入れているという状況でした。今あその落合のところを先般見てまいりましたけれども、もう敷地いっぱいでもう何も建たないですね。小屋一つ建たないような状況になっている。それに対して今これだけ急激に大和町は膨らんできたんじゃないかと思えます。それから、不交付団体になったところも財政課長のご説明によれば法人税が68%ふえたというところでもあります。もちろん第4次総合計画というのは町長以下職員の皆さんが一生懸命考えられ、それから、審議会の委員のメンバーの方、そういった方の英知を集められてつくられた計画なんですけれども、これだけ大きな状況変化がある中で、このまま何もせずに今の第4次総合計画、あるいはその下部の第4次実施計画だけでこの先いつまでたつのか。その辺の覚悟を町長は覚悟を持ってそのままいかれようとしているのか、それだけ、もう

一回お伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話しのとおり、企業の皆様方のその成功なりそういったものが、企業の方も言っていますが自分たちでもびっくりするほど進んでいると。PEVE（ペブ）さんにつきましても、工事をやっている段階で次が決まっていくという状況でございます。エレクトロンさんにつきましてもそのとおり。町税につきましても企業さんの税収が非常に大きくなってきております。この税収につきましては、言ってみれば固定資産税の部分と言ってみれば営業成績による部分と両方あるわけでございますので、動きが多少まだ出てくる部分も経済の影響によってそういったこともあるんだと思っています。しかしながら、そういった形でどんどんどん企業関係も進んできておりますので、このままでいいのかといった場合に、ここまでの想定につきましてももう少し後ろで我々は想定したところでございます。それがずっと前倒しに来ていると思いますので、ですから、その後ろで、この段階から先のことをこっちに引っ張っておかなければならないということだと思います。そういった意味合いにおきましては、このままでいいのかということ、そのままおっしゃるような今までの考えの中でいいのかといったら、今の段階はいいんだと思います、前倒し来ている。ここから先については、そういった先についてはまだ計画にないものが近づいてきているということにもなる、言いかえればそういうことも言えると思いますので、そういうものにつきましても見直しといいますか、今の環境に合った計画というものを、そういったものを考えていくということは必要な話だと思っております。ただ、計画でございますので、やはりことしつくって、はい、というものではないということもありますので、そういった期間とか、そういったものはどうしても必要な部分はあると思いますが、そういった形で前倒しになっているという事実についてはしっかり受けとめなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

7番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

誰しもやっぱり前倒しというか、こんなにというぐらい企業の業績好調で、我が町は不交付団体となり、注目は集めているわけですがけれども、もう2要旨目に入りますけれども、2要旨目の千載一遇のチャンスを見逃してしまうというか、やはり大和町の発展はやっぱり北部中核工業団地、それから吉岡南の住宅団地、そして杜の丘の住宅団地、これがあったからこそこんなに発展したんだろうなと思います。新幹線を挟んで向こうのほうを見ますと、そういったことがなかったために今も何もなくて財政的にも非常に厳しいのかなと思いますけれども、あそこあたりにもし住宅団地なり工業団地なりがあって、そこに企業進出してきたらそれは全然違ったものになるんだろうなと思います。今富谷、それから大衡にもそういった工業団地とか住宅団地とか、そういった計画があるやに聞いておりますけれども、我が町も先ほど浅野俊彦議員からあったように、西部地区はこれから始まり、これから町も忙しくなるんだろうなと思いますけれども、これから先のことを見据えた動きを今やらないといけないのではないかなと私は思います。というのは、プライムアースEVエナジーの満杯になった工場敷地、この次を考えるのはもう今から即手を打たなければいけないんじゃないかと思います。次の計画を待っていてといったらもう遅いと思います。ですので、今やらなければいけない。それから、町で単独でやるわけにはいかないの、県と一緒にやってやらなければいけないんですけれども、それはもう町長にどんどんもう県に行ってもらって、先ほどの俊彦議員ではないですけれども、直談判をしながらそういった話をしていただきたいなとも思いますし、職員の方も県庁にどんどんどんどん行ってもらいたいなという思い。

それからもう一つは、仙塩都市計画を見ますと、大体新幹線の延びているこちら側というか、西側が計画の中に入っているわけですよ。全くそんな話は何もないんですけれども、鶴巢の地域、先ほど幹線道路として整備なされていないと言うけれども、人の往来が少なければ当然整備はされないわけですがけれども、私ともみじヶ丘に住んでいてあの地域が発展したように、鶴巢地区に500世帯ぐらいの団地ができて、そして、今は何の根拠もない話ですからね。塩竈、それから利府に通勤をする人たちがあそこに入ってくると、その人たちは塩竈、利府に通勤するでしょうけれども、子供たちは鶴巢小学校に来るということになる。そういったことも夢のような話ですがけれども、夢のような話をつくって持っていけないと、これは先ほど町長、人の奪い合いというような話もありましたけれども、増田寛也さんの話が、あれは2014年度ではないですかね。日本国中がしゅんとなってしまったように、私、思っています。しかし、

奪い合いではなくてここでふえて、どんどんどんどん人をふやせばいいんじゃないかなど。現に平成22年から24年までの大和町の出生率、たしか1.45ぐらいだったでしょうかね。大和町の町政が上がっていくに従って1.8ぐらいまで上がっていているということもありますし、そういった意味で夢を膨らますような工業団地をつくる、あるいは住宅団地をつくる、これは箱物になるかもしれませんが、そういう箱物行政もこれからは今だからこそ必要なのではないかと思います、その辺の町長の所見をお伺いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

箱物行政といいますか、そういったハード的な考え方ということで言います。北部工業団地が昭和40年代スタートをしております。当時高度成長がちょっとよいときだったんですね。それで昭和60年に大体完成といいますか、入ることを想定をしてスタートをしたと聞いております。それで、その中に経済の状況とか、オイルショックがあつてと、そういった波もある状況で、先輩たちはあそこに企業誘致するのは非常に苦労したといった時代も当然あつて、今富県戦略、あるいはさまざまなかでこういった状況になってきております。先人の見る目といいますか、長期的な展望ということについては間違いがなかったということ。ちょっと時間はかかりましたけれどもということかもしれません。将来的に向かつてというまちづくりについてはそういったことが当然必要であつて、今後のまちづくりというものについての大きな夢といいますか、展望といいますか、明るい未来といいますか、そういったものが必要といいますか、あつて、皆さんが魅力ある町と思って住んでくれるものだと思っています。今新幹線エリアというお話がありましたけれども、多分あの構想も北部が終われば次の状況という形で準備がされて、ですから、隣地ではありますけれども、あちらにも工業団地の用地といいますか、そういったものも位置づけがあるところでございます。この間、見直しのときにもその方にもいろいろお話しいしたところでございますが、隣地ということではほかのところも開発をしているので今回はというお話もあつたようにちょっと見送った経緯もあつたことも、そういったこともいろいろあるわけでございますけれども、いずれにしましても今言ってみればもう手詰まりといいますか、皆さんから見ると多分そう見えるんだと思います。もう団地もないのではないかと、団地

といたしますか、工業団地ですね。また、住むところもないのではないかと。いい状況でありながら、そういった展望、先がなかなか見えづらくなっているよと。そういうことで第4次総合計画でこのままでいいんだろうかというご意見もあると思っております。次なる展望というものについて、何年先を見越すかということがもちろんあるわけでございますけれども、まちづくりの中ではそういった、私、いつも申し上げますけれども、これでまちづくりは終わりということではなくて、どんどんと広がっていくといたしますか、発展していくべきであるという思いもあるところでございます。そういった中でありまして、その計画につきましては、先ほど言いましたような形で今のままで、今は第4次総合計画の中で動いているわけでございますが、次のものについても展望をみんなで確認し合ってそちらに向かって進むということがまちづくりの将来に向かっては大切なことだと思っておりますので、現状とこれから先のことについての考え方につきましては、ちょっと繰り返しになって申しわけございませんが、今は現状、そうなっておりますけれども、そういった先を見据えたまちづくりというものについてしっかり取り組んでいかなければいけない、取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）

7番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

町長、ことしは選挙の年ですし、アドバルーンをばかんと上げてもらって、こうやるんだというのを言ってもらいたいなど。それで町民がみんな夢を持てるような、そんなような政策を今のような話、方向で上げてくれたらなと思ひます。1件目については以上で終わります。

2件目について。外国資本による不動産買収の対応は。

2000年代後半から、爆買いと呼ばれる中国資本による日本への不動産投資が行われ始めたとされております。林野庁も「外国資本による森林買収に関する調査結果」を公表しております。北海道や沖縄などで買収が顕著であり、中でも自衛隊敷地周辺の買収もあると言われております。そこで、本町にも王城寺原演習場がありますが、その周辺における外国資本の不動産買収はあるのか、お伺ひをいたします。

それから次いで、今後、外国資本の不動産買収が行われようとしたときに、本町はどのように対応するのか、お伺ひをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは初めに、王城寺原演習場周辺における外国資本の不動産買収についてのご質問にお答えいたします。

外国資本の不動産買収は、10年ほど前から問題となっており、議員もご承知のとおり、林野庁では平成18年度から森林買収に関する調査を行っております。平成29年度の調査では、全国で84件、1,029ヘクタール、調査を開始した平成18年度から平成29年度までの調査の累計は、全国で299件、5,789ヘクタールとなっております。この調査は、行政が保有する情報として森林法、国土利用計画法、不動産登記法に基づく届け出のほか、都道府県からの報告に基づく事例を確認したものの集計結果となっております。東北地方では山形県と福島県の買収事例がありますが、宮城県での事例はないものでございます。本町でも宮城県を通じた調査におきまして国土利用計画法に基づく土地取引情報の中で居住地が海外にある外国法人、国内の外資系企業と思われるものによる森林買収の事例は確認できなかったものでございます。

次に、外国資本の不動産買収が行われようとしたときの本町の対応についてに関するご質問にお答えいたします。

国土利用法では、土地売買等に関し、その面積に応じ、市町村を經由し、都道府県へ届け出ることになっております。その届け出の中で、その土地の利用目的が土地利用基本計画等、これは国土交通省令の定めにより、公表されているものでございますが、こういったものに適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認める場合には土地利用審査会の意見を聞いて、知事は利用目的の変更を勧告することができるとされております。宮城県に確認したところでは、平成2年度から届け出において勧告したものはなく、全国でも平成18年度からは勧告の実績はないものでございます。本町におきましても法の届け出の際の内容審査をしっかりと行い、支障があると思われる場合は宮城県へ進達を行ってまいります。また、現在の日本の法規制の中では、外国人土地法の中でその外国人、外国法人が属する国が制限している内容と同様の制限を政令によってかけることができると定め、国防上、必要な地区においては、政令によって外国人、外国法人の土地に関する権利の取得を禁止または条件もしくは制限をかけることができるとされております

が、これまで制令が制定されたことはないとのことであります。しかしながら、近年におきます外国資本による土地買収が問題視されていることから、国においても外国資本の土地取得の制限について、現在開催されております衆議院本会議の中で、制限の必要性や個人の財産権法の観点、国際約束との整合性などを総合的に勘案した上で必要な施策を検討していくと首相から示されたところでもあり、規制にかかわる法整備が緊急に進むものと考えております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

7 番渡辺良雄君。

7 番 （渡辺良雄君）

答弁ありがとうございます。

90%ぐらい疑問は解決をいたしました。国土利用計画法で土地売買に関して、その面積に応じ、町は県に届け出ることですけれども、不動産売買、売り手と買い手が、売ってくれ、売りましょうという話から始まっていくんだろうなと思います。それを市町村を経由しというところで、町としてはどのようにその辺を外国資本と認めてというか、見破ると言ったら言葉は悪いですね。見定めるというか、どういうふうに表示していいんでしょうかね。そういったところの手続的にどのようにそれを判断するのか、その辺のところを少し詳しくおわかりでしたらお教えいただきたいなと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その売買の相手方の確認ということでございますが、ホームページ等で確認とか、そういった法人でございますので、その法人についての確認の方法というのはそういった形、あるいはいろいろ法人の登録とか、そういったもので確認をします。なかなか個人はちょっと難しいんですが、法人ですとそういったことで登記とかされてますので、そういった確認の仕方があると思います。

議 長 (馬場久雄君)

7 番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

ちょっと立ち入って聞きますけれども、法人データバンクとか、そういった機関を使って情報を収集される、そのように認識しているのかどうか、お伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

大和町でまだそういった実例がないところでございますが、関係省庁とか、ああいったところに直接ということではなくて、基本的にといいますか、まずはホームページとか、そういったもので調べて、それで疑わしければまた次ということになっていくのかなと思っています。最初からそういったところに直接聞くということではなくて、まず町として調べて、その中で疑わしいという言い方はいいんでしょうかね。ちょっと疑問のあるところは次の段階となっていくんだと思います。

議 長 (馬場久雄君)

7 番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

本件、本町では事例がないということですので、一安心はしたところであります。ただ、北海道では東京ドームの5,000個分ですか、それから沖縄、そして対馬あたりですかね、で外国資本による買収が行われている。それが今のところレジャー目的のようですけれども、国としてもやっぱりいろんな専門家の見方によりますと、やっぱり不気味であるというところは逃られないと。今のところこれとって何とってかは買った外国資本が何をしているというのはないようですけれども、一応不気味は不気味であるし、国としても動いているということですので、我が町としても引き続き、警戒をしっかりとっていただいて、国、県と連携をしっかりとっていただきたいなと思います。

以上をもって一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は午後3時20分といたします。

午後3時08分 休 憩

午後3時20分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの7番渡辺良雄君の一般質問に対し、アパート数の増加がどうかという質問がありましたので、その件につきまして答弁があります。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほどの渡辺議員のご質問にありました建築着工件数ということですが、これは家屋調査というか、その中で確認をしたところでございます。平成27年が共同住宅が32、一般住宅78、事務所6の116でございます。平成28年が共同住宅38、一般住宅145、事務所が11で194、平成29年度はぐっと減りまして共同住宅8、一般住宅62、事務所9の79であります。あと、平成30年度につきましては、まだ現在といたしますか、確認が終わったということで、まだ数字が変わることがありますが、共同住宅が10、一般住宅が90、事務所が5ということで105という、数字的にそういった状況になっておりますのでよろしくお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

以上で答弁を終わります。

引き続き一般質問を行います。

11番藤巻博史君。

なお、藤巻議員から申し入れがありまして、風邪のためせき込む場合があるということなので、マスクの着用もそのときにはお許し願いたいということでありましたの

で、許可いたします。

11番藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

私からは1件、2要旨の質問をさせていただきます。

夜間訓練に抗議をとということでございます。

王城寺原演習場対策協議会は、日曜祝日の射撃訓練の実施、最小限の夜間射撃訓練を要望しているが、今回の訓練は従来にも増して異常であり、2月10日の日曜日には午後6時20分から午後7時50分過ぎまで61発の発射がありました。仙台市などから20件以上の抗議電話が東北防衛局の現地連絡本部にあった。また、県道升沢吉岡線の長者館山付近からは場外着弾が2回観測されました。これについては2月12日の見学会では否定をされておりますが、来年度2019年7月中旬から8月中旬にも訓練が予定されています。

そこで1つ、日曜夜間訓練など、住民の暮らしに配慮を欠く訓練に抗議を。

2つ目、東北防衛局の夜間訓練に対する態度は。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの夜間訓練に抗議をの質問でございます。

今回の米軍実弾射撃移転訓練につきましては、1月31日に先発隊が王城寺原演習場に入り、海兵隊約200人により訓練が実施され、2月25日に訓練の全てを終了したところであります。この間、射撃訓練は2月8日から2月17日の10日間のうち8日間、実際には2月16日に終了しております。ご指摘がありました場外着弾につきましては、2月12日に否定されているということでございましたけれども、町で東北防衛局に問い合わせたところ、目視、レーダー等により着弾を確認しており、着弾地内への誤射はないということ。自衛隊の訓練でも同様の確認をしており、場外着弾はないという回答でございました。

初めに、日曜夜間訓練など、住民の暮らしに配慮を欠く訓練に抗議をについてにお答えします。

訓練実施に当たり、昨年12月12日に宮城県と演習場所在3町村で組織します王城寺原演習場対策協議会から防衛大臣に要望書を出しており、その要望書の中で訓練内容について次の2点を要望しております。日曜祝日の訓練、射撃訓練は実施しないよう米軍に申し入れ、調整すること。夜間射撃訓練は実施せず、やむを得ず実施する場合には地元の事情を考慮し、必要最小限にとどめること、であります。この要望を受け、本年1月9日に開催されました王城寺原演習場対策協議会におきましては、東北防衛局からの回答では、地元からの要請があることを米軍に伝えており、米軍も一定の理解を示しているが、気象条件によっては平日に訓練できない場合もあり、限られた期間の中での部隊の練度を高めるためには日曜祝日の訓練を実施せざるを得ない場合があることを理解願うということでございました。しかしながら、今回の訓練では夜間の訓練が4日間実施されております。過去5年間では1日か2日の実施でありましたので、非常に多かったものであります。この夜間訓練が頻繁に行われていることについて、2月15日に東北防衛局で町として意見を申し入れております。

次に、東北防衛局の夜間訓練に対する態度はについてお答えをします。

東北防衛局としては、先ほどお答えした1月9日開催の王城寺原演習場対策協議会での回答のとおりであり、2月15日に申し入れた際におきましては、防衛局としてもできるだけ夜間は自粛し、必要最小限にしてほしいことは米軍に言っているが、今回は3連休も重なり、限られた期間で天候を見てやらざるを得ない状況であった。また、地元から夜間訓練に対し、強い声があるということを米軍に伝えるとのことであります。米軍実弾射撃移転訓練は、平成31年度も実施される予定でありますので、協議会での要望の前、米軍と防衛省の事前調整の段階から日曜祝日の射撃訓練、夜間訓練の未実施について調整を図られるよう働きかけてまいります。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

まず、ということで若干の前振りになるわけですが、まず場外着弾というお話が出てまいりました。これは実は私が見た、見た本人が言っているということをまず確認の上、お話をお聞きいただければと思います。

2月10日、日曜日でございますけれども、午後7時50分、正確に53分ごろと54分ご

ろでございますけれども、県道の吉岡升沢線ですかね、から、着弾地そのものは見えないのでございますが、着弾地というか、着弾している瞬間、見えないような位置関係になっているんですけれども、そのところを夜、それこそ8時近いので真っ暗なんですけれども、見ていましたらば火柱が2回上がったわけでございます。実は弾は10発ぐらい飛んできているんですけれども、2発だけ、2回だけ光ったということですので、2回だけ私的には場外に着弾したんだろうなと思ったわけでございます。そのときに実は私らの仲間が発射地点近くにおりまして、弾を数えているわけです。例えば5発撃ったと。ドン、ドン、ドン。そうすると40秒ぐらいすると向こうからドン、ドン、ドンと着弾音が聞こえるわけですが、その音が要するに2回足らなかったと。何発撃ったかはちょっとあれですけれども、例えば8発撃ったんだけれども、6発しか聞こえなかったという、そういう話とかみ合わせた結果、やっぱりちょっと外したんじゃないかなという、そういう思いを実は私、持ったわけでございます。

それで、たまたまその2日後ですかね。火曜日、2月12日に王城寺の見学会がございました。3カ所見学というんですかね、現地では、最初に機関銃のところとそれと大砲のところと、それと指令を出すところの3カ所回るわけですが、指令を出すところに行ってまず聞いてみたわけですが、日曜日の19時53分ごろと54分ごろに外しませんでしたかと率直に聞きました。日本語ですよ。そうすると防衛局の職員が、たしか少尉さんだと思ったんですけれども、少尉さんに私の言ったことを伝えていただきました。少尉さんは、いや、100メートルぐらいのところに着弾させているんですよという、1回目はそういうお話でした。私は、いや、私の計算では少なくとも三、四百メートル着弾地からは外れているんですよと、もう一回手を挙げて言ったんです。ところが防衛局の職員は、これで質問は終わりですよということで、私の質問をなかったことにして終わっちゃったんです。ここまでが長い前振りでございますけれども、いう中で、要するに別に議員とかなんとかじゃないんですけれども、地元の人がそういう疑問を持っているのに対しては無視して、私の聞いたことを伝えなかったというその態度が実は私がすごく気になったところでございます。

そういう中で、ようやく今回のお話に戻ってくるわけでございます。あえて私、1問目で抗議をとという質問の要旨にさせていただいたわけですが、要するに私たちの町の要望が真っすぐに伝わるのかな、この方々にお任せしてというか、要するにアメリカ軍に直接言ったほうがいいんじゃないかと、ワンクッション置くよりも、という思いで、別に防衛局を信じないとかんとかという思いも若干あるけれども、そういうことじゃなくて、やっぱり直接にそういう何年も何年も要望しているわけです。

けれども、そういうことを直接言うべきじゃないかなという思いがして、今回言ったわけでございます。

それで、先ほど答弁書の中に、今までだったら過去5年間ですかね。1日か2日の夜間訓練が、今回は4日あったんだと答弁書の中にございましたが、それと同時に私たちも何回撃っているかというのを、先ほど言ったように午前はこのぐらい、午後はこのぐらい、夜にこのぐらいという数を数えていました。そうしたら、10日でございますが、午前中に2発、午後64発、夜間に61発。これは日曜日ですよ、10日というのはね。夜間だって1時間半なんですよ。ですので、1時間当たりになると40発ぐらい撃っている勘定になるんです。それで、逆に午後は1時間当たり、先ほど言ったように1時から5時までの間に64発ですので、1時間当たり16発ですかね。要するに夜間に昼の倍ぐらいの密度で撃っていると。そういう状況なもので、うるさいぞとかという抗議の電話が多分現地にも行ったのであろうと思います。そういうことでは、いわゆる地元の対策協議会の申し入れが、このごろの言葉で言えばスルーされているんじゃないかという思いが強くなるわけでございます。

ということで、もちろん防衛局を通じて言うというのが正規のルートなのかもしれませんが、それと同時に地元はこのぐらい困っているんだよということを直接伝えるべきではないのだろうかという思いで今回質問をさせていただきました。そのところについてよろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の抗議をということで1番目の質問は、これは直接米軍に抗議をという内容ですか。町としては、先ほど防衛局にであります。例年よりも非常に多いということで、そのことについて抗議といいますか、それを追加でといいますか、やったところでございますが、直接というのは可能なかというのは、ちょっと我々もそこまで直接のコンタクトの場がないものですから、防衛に確認をして、直接やっていいですかというような形にまだなってしまうような、堂々めぐりの話になってしまうような気がしますけれども、それにしましても日曜日とか祝日、あるいは夜間というのについては、町としましても、協議会みんなはもちろんですけども、そういったことはできるだけ絶対やめてくれということの中でやむを得ない部分はあるんだなと思って、で

きるだけという言い方になっていますが、それを抗議といいますか、やっております。

ことしもまた、来年度になりますけれども、夏場という予定があるところですが、それについてはこういった事実といいますかね、回数の余計さとか日数の余計さということもありましたので、そのことについては改めて強く申し入れをしたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

沖縄の負担軽減ということで、本土というのかな、王城寺初め、5つの演習場ですかね、で、移転訓練が行われているわけですが、実は沖縄の県道の104号線、あるいは国道58号線ですかね。以前封鎖してりゅう弾砲の訓練を行っていたわけですが、そのときには実は夜間訓練はありませんでした。それが移転訓練の中でやられるようになったという意味では、もともとやっていなかったというか、キャンプハンセンというところがその部隊らしいんですけども、その部隊の中では夜間はやっていなかったのがこちらではやっているという意味では、もともとやっていないのを、もちろん軍隊的にはやりたいんでしょうけれども、ただ、地元とすればやはりやっていなかったんじゃないかという、それは言える立場でもあるんだろうと私は思っておりますというか、いわゆるきちんと売り言葉、買い言葉じゃなく、丁寧な言い方でも通じる話なのだろうなとは思っております。

そのことも含めて、それと同時に先ほど、もう一度ちょっと確認したいんですけども、ちょっと私の質問の仕方が悪くて、抗議をといたって直接に抗議というつもりだったんですけども、そのことについて、真っすぐなルートがあるわけじゃないんだということは理解しつつも、やはり先ほどの前振りじゃないんですけども、きちんと伝えるにはもう直接の自分の口から伝えるのが一番いいんじゃないかなという思いがありますので、そのことについてももう一度お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

訓練の内容については新しい訓練が追加といますか、なる場合にはそういった申し入れがあって、そういったことでその都度協議をしておるところでございました。沖縄でその夜間訓練がなかったというのはちょっとあれですが、こちらに来る段階でというかな、その内容についての沖縄と同じ訓練という言い方であったのか、あるいはそれプラスこういったものがプラスになったのかというのは確認してみないとちょっとわからないところがございます、その辺についてはちょっと確認をさせてもらわなければならないと思います。

それから、直接の抗議ということでございますが、申し上げましたとおり、直接のルートといますかね、そういったものがどうやったらいいのか、なかなかそういった交渉につきまして、国を間に入れて今までずっとやってきておるところでございますので、そういったことについて町だけで単独でということはなかなか難しいと思います。その辺につきましては、そういったご意見があるということをやまずは防衛といいますかね、そういった方にお伝えをしっかりと、そしてそういう機会がつかれるものかどうか、そういったことについて検討してもらおうといたしますか、そういったことでまず第一弾そこから直接と言われましてもなかなか難しいので、そういった形で進めたいと思っています。

あと、このことについては、各町村でも夜間やっているということについての回数の多さ、そういったことについてはまた打ち合わせをする機会が当然あるわけでございますし、次の演習の前にもそういったことを打ち合わせをしながら要望といたしますか、そういったこともやっているわけでございます。そのときにも大和町としてこういった気持ちであるということ強く申し入れたいと思います。

議長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

どなたも特に今回の訓練については、特に夜間の訓練については異常というんですかね、その多さというのは感じているところであろうと思います。いう中で、ぜひとも町民の暮らしを守るといいますかね。そういう意味でも直接になるかどうか、いろいろ工夫もしていただきながら、やはり地元の声を通じるようにぜひともやっていただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

それでは、本日最後になりますので、今しばらくおつき合いいただきたいと思えます。

私からは吉岡小学校と周辺地区の構想について質問させていただきます。

昭和47年に現在の吉岡小学校の校舎が落成して50年近くの歳月が経ちます。今年度実施されました「吉岡小学校基本構想調査検討業務」の結果と、それに基づく町の考えをお伺いします。

第1要旨目。校舎の老朽化に伴い、早期の対応が求められております。大規模改修や建てかえなどが考えられますが、町の考えはどのようなものでしょうか。

2要旨目。学校は学習の場としてだけでなく、災害発生時には避難場所として、また生涯学習の場としての活用も考えられますが、現在の吉岡小学校では体育館だけの利用が難しく、学校休業日の一般への開放ができません。少子化も考慮した今後50年の学校をどのように考えているのでしょうか。

3要旨目。今回の事業を小学校だけに終わらせず、周辺に図書館などを整備し、一帯を文化的なゾーンとする構想に拡大すべきと考えますが、町長のご所見はいかがでしょうか。お願いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、吉岡小学校と周辺地区の構想についてお答えいたします。

1点目の大規模改修・建てかえ等の考えについてお答えします。

吉岡小学校基本構想調査検討業務は、吉岡小学校の老朽化に伴い、ふぐあいを修繕し、機能の回復を行う大規模修繕案、可能な限り今ある建物を生かし、コストを抑えながら建てかえと同等の教育環境を確保する長寿命化改正案、新たな全面建てかえ案について整備手法の比較、評価を行い、最も望ましい整備計画を策定するために行っ

たものです。比較評価した項目は、工事の展開、工事工期、仮設プレハブ等の利用期間、概算工事費、30年後までの維持費用を含めた概算工事費等で、大規模修繕工事は4パターン、長寿命化改修工事は4パターン、改築工事は5パターンでそれぞれ総合評価を行っております。

一方、吉岡小学校の耐力度調査は平成28年度に実施しておりますが、平成30年4月2日に公立学校建物の耐力度調査実施要領が改正され、新基準による追加調査が必要になり、新基準での報告書の取りまとめを行ってまいりましたが、このたび報告書がまとまりましたので今後県の承認手続を進めてまいります。吉岡小学校の整備手法の最終決定に当たっては、国の補助の見通しを含め、総合的に判断していきたいと考えております。

2点目の、少子化も考慮した今後50年の学校をどのように考えているかについてお答えします。

今後50年の学校のあり方を考えますと、学校施設の開放では、公共スポーツ施設の不足を補完する機能だけではなく、学校と地域との共同利用化やコミュニティーセンター化といった幅広い機能を持った活用方策が考えられます。学校施設は体育、スポーツの施設だけではなく、多様な生涯学習に応えられる施設を保有しており、地域の住民が集える空間としての機能が求められております。そのため、今後新しく学校の施設を計画する場合には、施設計画上、支障のない限り、多様な視点での計画づくりが必要になると考えております。

3点目の、図書館等を整備し、一帯を文化的なゾーンとする構想に拡大すべきのご質問にお答えします。

今回の基本構想の調査を行った吉岡小学校と大和中学校、旧役場跡地も含めた周辺地域は、都市計画マスタープランでは教育拠点の区域としており、また、まほろばホール周辺を文化交流拠点としております。

本町の図書館整備につきましては具体的なものはまだありませんが、第4次総合計画第4章、豊かな心をはぐくむ学習のまちづくり、生涯学習施設の整備の中で図書館等の整備調査検討をうたっております。近年、整備された自治体の図書館は、単なる図書の貸し出しに限らず、住民の集いの場を提供する施設を併設しているものが増えております。このことから図書館整備につきましては、吉岡小学校周辺の教育拠点区域等への図書館建設やまほろばホール図書室の機能の充実、一部の自治体は既に活用している電子図書館の導入の可能性も含め、引き続き調査検討を行ってまいります。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

ありがとうございます。

いろいろ調査なさって、大規模改修工事4パターン、長寿命化工事4パターン、改築工事5パターンということでいろいろなパターンが出たようですけれども、町としての考え方としては、まだはっきりとこのようなものにしたいというものはできていないのか、それができるのはいつごろなのか、ちょっとお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話しのとおり、まだ町としてどのパターンという決定はしておりません。先ほども申しましたとおり、このパターンのほかに耐力調査がございまして、その調査の実施要項が改正されたことによりまして、改めて追加といいますか、調査をして、このたびその結果の報告書がまとまっておるところでございました。そういったものも総合してやらなければならないということでもありますので、まだ決定はしておりません。

時期につきましても、内容によっては随分変わってきますので、まだ決定はしておらないところでございます。今後詰めてまいりたいと思っています。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

吉岡小学校、私が卒業したときはまだ古い校舎でしたので、あそこの校舎には入っておらず、きのう話が出ていた講堂と言われますか、武道館のところでは体育の授業をした覚えはあるんですが、新しい校舎といっても今の校舎ですけれども、そちらで

勉強したことはないんですが、大分老朽化が進みまして、たまに私もボランティアで学校にお伺いして見るんですけども、床材が剥げていたりとか、あと放課後自習教室で生徒が来る前にちょっと空気の入れかえをしようかなと思って窓をあげようと思っても窓があかないところがあったりとか、大分やっぱり傷みが激しいのかなというところがあります。冬休み中なんかは床材の張りかえなんかをしてそういう応急処置的のところもあるんですが、今回予算にも出ていたようなんですが、吉岡小学校の体育館の屋根の雨漏りなんだろうかね、その工事というようなものも含まれておったと。自分の子供が小学校でお世話になっていたときにPTAとしてお伺いしたとき、体育館のあちらこちらにバケツなんか置いてあって、雨漏りなんかを町長もごらんになったことがあるかなとは思いますが、そういうような状況で、卒業式とか入学式なんかも雨が降った場合、体育館でやるんだけれども、雨天順延なんかも考えなくてはいけないうかねなんていうぐらい雨漏りなんかが大変多いようなところ。そういうようなことで何回も何回も補修しているという状況なんです、町長もそういうようなのをごらんになってみて、子供たちが学習をする場としてどうなのかなというところは考えるんですが、町長はどう思われますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

小学校につきましては、先ほど言いました50年といいますか、そういった年月が経っております。そういった意味において、老朽化といいますか、そういったものが進んでおるのは事実であります。そういったもので旧といいますか、一番古いものについてはそういう状況にあって、雨漏りとか、そういうのがあるというのについては直していかなければいけないと思っております。環境として、今の状況がベストかと言えばそういった状況ではないとは思っております。体育館の設置、利用についてもいろいろなご意見があるところがございますので、そういったこともいろいろ考慮する必要はあると思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

やはり子供たちが勉強する場所でございますので、そこいらの手当てというものはしっかりやっていただきたいなとも考えますし、今回直したとしてもまた大分老朽化ということでほかのところのふぐあいが出てくるのかなとも考えますので、思い切った決断をなされまして、大規模改修なのか建てかえなのか、いろいろあるかと思いますが、どちらにしても大変な工期がかかるんでしょうし、一大事業だとは思いますが、小学校入学者数を今後見てみるとまだやっぱり増加傾向にあるようなことになっておりますので、であるならば早目にそういったような着手をなさるのも一つ考えるべきじゃないのかなと思われまして、よろしくそこいらをお願いしたいと思っております。

体育館のことなんかをお話ししたんですが、先ほども質問で申し上げましたとおり、災害時には避難場所、そしてあとまた生涯学習の場としての活用なんかも考えられるわけでございます。

大和中学校でうちの子供が、自分ちの子供ばかり言っているのも何ですが、スポーツ少年団で体育館を使うというような、週2回ほどそういうことがありました。やっぱりそういうような利用したいという団体が多くあるようで、私の子供がお世話になっていたときにも新たに別な団体が入って、体育館を使用したいので何かうまく時間を都合できないでしょうかという話になって、それだけ1週間の活動の仕方が目いっぱい新しい団体が使いたくても使えない状態にあるというような感じになってきたみたいで、我々も半分のコートを使ってやっているので無理だよということで結局お断りしたような形になったのかなとは思いますが、そういうような生涯学習の場、住民の皆さんが使えるような場として開放したいんですが、あその小学校の、吉岡小学校も使えればいいんでしょうけれども、そういうようなことがちょっとできない状態にあるわけですね。そういったようなところも考えて、今後そういった設計もなされて開放できるような形にして大いに使っていただけるようなもの考えるべきだとは思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

吉岡小学校の体育館につきましては、本校といたしますか、教室と一体化になっている状況でございますので、そこで独立していないということで夜間等の貸し出しにつ

いてはできないといいますかね、そういった管理上の問題で今できない状況にあります。これをできるようにするというのは、改修等の中で、あるいは建てかえの中で、建てかえをすればそういったものが改修といいますか、そういったものは考え方を切りかえてということがあると思いますが、建てかえといいますか、改修とか長寿命化の中でそういったことが可能なかどうかというものについては構造の問題とか、いろいろあるようでございます。できるだけ、もしそういう場合にもそういったものは考えていかなければいけないといいますかね、いろんな思いはありまして、ああいった施設でございますので、議員おっしゃるとおり、災害時のいろんな利用、スポーツばかりではなくて、または社会、生涯学習等でいろいろ使うということもありますので、あそこを利用して改修するという場合にはそういったことは十分配慮しなければいけないだろうなとは思っております。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

やはり50年前はあの建物の建て方で最先端だったわけなんでしょうけれども、今後いろいろ考えますと、少子化ということもやはり頭の中に入れなければならない。学校というものが、今のマックスの時点でのつくり方というものが子供が減ってきた場合にはどういような形に転用できるのか、どういふうにコミュニケーション能力を使えるような建物にできるのかということも考えつつの設計といういような改修のかな。新しく建てかえなのかわかりませんが、そういういようなことになるかと思いますが、そういうところまで考えてつくっていかなければならないと思います。そういういような構想的なものというものは検討なされているんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今子供の数につきましては、ふえていく、ふやすべく努力はするわけでございますが、減ってくることも考えられるという状況だとは思っています。そういうい中で施設を有効活用するということは、そういういことについては考えていかなければいけない

と思っておりますが、今の段階ではまだどういう方法で直すか、つくるか、そういったことについてまだ検討中でございますので、具体的にこの部分をどう使おうとか、そういったところまでの構想はございません。

今回耐力度調査があったわけでございますけれども、前回と多少違った答えが返ってきておりまして、基準が少し変わったのかと思いますが、少し大丈夫度合いが高くなっております。大丈夫度度合いといいますか、何といいますかね、その基準があるようございまして、それで、国の考え方が全般的にそういったものを維持していくといいますか、新しくつくるよりも維持していくという方向に変わったのかどうかわかりませんが、点数的にはそういう部分があったりしております。

それで、補助についてですね。点数がある一定以上だったら補助がこうです。これ以下だったらこうですというものがあつたりしておりまして、今県に、先ほど申しました報告書の承認の進めをおるわけでございますが、そういった承認いただいた段階でそのレベルがどこかということでまた補助もちょっと違ってくるような状況でございまして、今そういったものを合わせて集計といいますか、そういったものを見た中でトータル的に考えていかなければいけないと思っております。資料的にはそういった形でそれぞれの部署部署では集まってきているんですが、トータルで検討するという部署に間もなく変わるといいますか、県から承認をもらってそういった町としての具体のものを詰めていかなければいけないということでございます。まだその段階のちょっと手前のところにあるとご理解いただければと思います。

議長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2番 （今野信一君）

今のところ当面にちょっとお尋ねしたいんですが、結局そういうようないろいろな調査をしてデータが出てきて、それを報告して上げて、県はその点数ではないんですけども、そういうような判断をして、ここあたりのゾーンに入るのて建てかえではなく改修にとか、そういうような形で判断されるというような考えでいいんでしょうか。

議長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

評価の仕方とすれば、例えばAランク、Bランク、Cランクみたいなのがあって、これはAは大丈夫です、Bは何とかですとあるわけでございますけれども、その中で例えばBになって、このランクですと補助がこのレベルで受けられますよということ。要するに耐力度調査の中で一定のレベルより低ければ建てかえとかそういったレベルになるので国として全面的にお手伝いしますと。それが高い場合には補助が下がって、自分でやる分には構わないですよ。自分でやる分には構いませんけれども、その補助対象としての物件としての対象、学校自体が補助をAランクの補助になるか、Bランクの補助になるかという点数が出てくるというのがですね。町で独自で単費でやるんだったらそれはいいんだと思いますけれども、補助をもらうに当たっては一定の水準のものに対しての補助というものがあまして、その辺のランクづけといいますか、耐力度調査とか、そういった中で点数が出てきてそういった評価といいますかね、そういったものが出てくるということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

といいますと、極論めいたところじゃないですけども、町長が、こういう場所で勉強させるのは大変かわいそうだ、ではつくってあげましょうと思えば、町のお金を出せばつくれるという感じのことにもなるということなんですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町単独でやる分にはそれはいいと思いますが、ただ、建物を壊したりすると補助をもらっていればその耐用年数とか、そういったことがあって、耐用年数が残っていれば返しなさいとか、そういうものが出てくる可能性はありますけれども。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

子供たちにはいい条件で勉強してほしいというような、それは思いは同じだと思いますので、手順を踏んでいただきまして、いただける補助はいただいてやっていただきたいなと考えます。

そういった中でも改修にしても何にしても大変、先ほど申しましたように衛生的な面、きのうも町民研修センターのトイレの問題じゃないですが、学校としましては時折お掃除ボランティアということでカビ問題ですとか、そういったようなことがあって、換気扇を回さなくちゃいけないような状況ですとか、そういうようなお話なんかもちよっと聞いたりなんかしますと、衛生面、避難所に当たった場合のトイレ問題ですとか、そういうようなこととかも何か出てきたりなんかすると、やはりそういった考え方からも早目の改修というものが必要なのかなと考えます。そういったようなことも考えつつの、ぜひとも改修の進め方というものを行っていただきたいと思いません。

3 要旨目に入りたいと思いますが、周辺に図書館なんかを整備してということを申し上げました。大和町はこれだけいろんな施設、人口も増加して不交付団体とかなんとかと言われてまして裕福だということも言われますが、いや、文化的なところが、文化と言っていいんでしょうか、教育的なところの一環なのかもしれませんけれども、図書館がないということの時折いろんな団体の方とお話するとよく言われるようなところがあるんですね。大和町に図書館というような、図書コーナーですとか図書室みたいなのはあるんですが、独立したそういうようなものがないということについて、答弁書にもそういう構想がない、構想というか、具体的なものを持ってはいないと思いますが、町長は図書館というものに関してはどのような捉え方といいましようか、お持ちでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

図書館というものにとということで、前高平議員さんからも聞かれたような気がするんですが、図書館というのは、私は夢ですと申し上げたと思っております。そういう

ことで、こういったものは町にあってほしいといたしますか、あるべきだとは思っております。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）
話がぐんと進んできたのかなと思いますが、最近まちおこしという観点ではないんですが、意外と図書館を起点といたしましてまちが盛り上がっているような話なんかも聞きます。ツタヤ図書館ですとか、そういうような話なんかもあるんですが、町長はご存じですか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
最近の図書館といたしますか、私のイメージしている図書館とは若干違ってきているところはありますけれども、皆さんが集ってそういった憩いの場といたしますか、そういったことも含めての多賀城なんかもそうなんですけれども、そういった新しい形のコミュニティーの場といたしますか、そういったものを含めての図書館についてはある程度の情報というか、そういったものは聞いております。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）
町長がイメージなさっているのはちょっと違うということを知り、私もそうなんですけれども、最近の図書館というものは、昔は飲み食いしちゃいけないですとか、音を立てちゃいけないとかというんですが、最近できているそういったところは、スターバックス、そういったようなものが常設されていて、飲み物はいいですよ。食べるとかはできませんけれども、そういったものはいいです。あと軽い音楽が流れていたりとか、あと休館日がない。365日営業していて、営業時間というか開館時間も

朝の9時から夜の9時。多賀城は9時30分でしたか、とにかくそのぐらいの時間帯をやっているようなところがありまして、それが佐賀県の武雄市、あとは神奈川の海老名市ですとか、岡山県の高梁市、先ほど町長がおっしゃいました県内では多賀城市でも開設して、そういうようなところで人が集まる。すなわち知の観光地、知識の知の。そういうような観光地というような考え方、佐賀県の武雄市では100万人近い八十何万人でしたかね、そのぐらいの人が訪れるというような形になっているというようなまちおこしという、結果的にはそういう人が集まるということで核になりつつあるというような、そういうようなところもあるように聞いております。

そのほかにも新しいというんでしょうか、複合的なものでしょうね。図書館だけではなく、図書の貸し出しだけではなく、山形県では米沢市でナセBAというところが、カタカナでナセで英語のBとA、ナセBA、米沢市ですから、上杉鷹山のなせば成る、なさねば成るなりとかのそれですね。そのナセBAのBAというのはブック・アンド・アートということで、図書館と市民ギャラリーを合体させたような形の複合的なものをつくって、人を集めているという。図書館の方針としましては、歴史に学び、今を生き、未来をつくる。ギャラリー的なところでは、芸術的文化活動を高め、さまざまな芸術文化を親しみ、活気あふれる芸術文化の拠点というような考え方、そういったようなものを行っている。

同じ山形県なんですけど、東根市では、まなびあテラスというようなものがあって、図書館とここは美術館、あと市民活動支援センターというようなものを併設して、図書館、美術館はそのとおりなんでしょうけれども、市民活動支援センターということで、芸術文化活動を行う団体ですとか、ボランティア活動を行う団体、NPO法人またはそれを組織しようとする団体、まちづくりを目的にする団体などを支援するような、そういうような拠点づくり。

ちょっとこういったものは我が町にもないかなと思いますが、ちょっと前に町長と立ち話をして、我が町ではNPOというのがちょっとつukれない、できない、何か少ないねという話をしたことがあり、何かそういうような拠点になるようなところがあっても、あと我が町は協働のまちづくりというものを目指しておるわけでございますので、何かそういったような拠点にもなればなと思います。そういうような形の複合した施設というもののあり方というものもあっていいのかなと考えるんですが、図書館だけではなく、そういったような広がりというものも考えてもいいと思いますが、町長はいかがお思いでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

図書館に対する考え方といいますかね、そういうことだと思いますが、今の図書館は、私のイメージといいますか、今野議員もそうだとおっしゃっていましたが、やっぱり本があって、静かなところという、それが図書館というイメージがあって、それが夢だということではもちろんそこだけではないのですけれども、そういったことで私のイメージがあったんです。

最近、今おっしゃったように、いろんな形のものが出てきている。図書についても電子図書とか、いろいろ出てきたりとか、非常にいろいろ動いて変わってきているんだと思います。そういった中ですので、図書館のあり方というものも我々の年代のイメージとイコールではなく、今のイメージといいますか、そういったことに変わっていても当然なんだろうなと思いがございます。拠点づくりとしての、拠点としてのといいますかね、その位置づけ、そういったことにもなり得るということも今の話にもありました。そういった意味での複合施設というんですか、そういった考え方というのについては非常にこれから求められているものであると思いますし、そういったものに図書館も一緒ということは非常に皆さんに喜んでいただけるというか、そういった施設ではないかと思えます。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

回答書には、教育ゾーンと文化ゾーンみたいなような形で学校周辺の教育のゾーンという捉え方、そしてまたまほろばホール周辺を文化ゾーンというような形の捉え方を町ではなさっているというような回答でした。ゾーニング的な形で何か今後計画しているようなものといいたいでしょうか、ちょっとまだ私には見えてきていないんですが、もし文化拠点として今のような話の図書館的なものをつくるとするならば、教育施設という形で整備をする考えですとか、文化に持って行ってまほろば周辺に持っていきたいとか、そういうような思いというのはお持ちなんではないでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

具体的に大和町のどこにあったらいいかと、広く見ればですね。そういったところでここだという、ここがいいのだと絞り込んでいるところではございません。ございませんといいますか、そういったものについてのここという考えが私個人的には持っているものではございません。ただ、そういったゾーンが位置づけされておるわけですから、そういった位置づけの中の場所ということもありましょうし、場合によっては吉岡ということではなくて、違った考え方ということも広く考えればいろいろあるんだろうなと思っています。ここにはゾーンという形で入れておきまして、ご質問がありましたから、こういった学校周辺という形で、こういったものは普通考えればという言い方はおかしいですけれども、位置づけとすればこういったところだなという思いはありますけれども、場所をどこ、ここといった中での構想が特別あるわけではございません。

議 長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

ゾーンのここにあるといいましょうか、まほろばホールがあるからそこは文化ゾーンなんだよという言い方なのか、文化ゾーンがあつてそこにはまほろばホールがあり、もうほかにもこういうようなものを作ってゾーンというものを強化していくという考えなのか、学校があるから教育ゾーンではありますけれども、そこいら周辺にはやはり図書館というものを整備するべきで、そのゾーンを強化していくという考え方ではないのかなとも考えるんですが、町長はそこらはどういうふうに。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ゾーンの考え方につきましては、まほろばホールがあるからあそこはそういう文化

拠点ですね、一つの拠点。あとこちらは学校があるから拠点があるということです。そういった意味合いでゾーンづけがなっていると。中心になる施設といたしますか、そういったものでございます。一般的に考えればそういったところに図書館というのは位置づけになるんだろうなという思いはございます。

議 長 （馬場久雄君）
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

であるならば、やはりまほろばホールなんかにも行きますと、図書館だけではなく自動販売機があるような、座るような場所なんかでも学生たちが結構来て勉強なんかしている。そういう勉強する場所なんかがちょっと欲しいような向きもあるのかなと思われるところがあります。であるならば、やはりそういうような学習の場というような考え方をして、そういう施設、図書館にそういったもの、そしてまた複合的に、先ほど言ったような大和町にないようなものもあわせ持ったそういう施設を学校周辺につくりまして、教育ゾーンというような形のものを少し強化して、それで人を呼んで吉岡の町なかなんかを少し活気づけられるのかなとも考えられますが、そういったようなお考え、そういったような形のまちづくりというもの、やはりこの地区はこういうような形に持っていきたいんだというようなものを打ち出して、そして一般住民等で政治に参加していただくというようなことが大変重要なんじゃないかなと思います。町ではこういうようなことを考えている。地域住民の方はどうなのか。それとも、いや、ほかの地区に持ってきてくれとか、そういうようなことがいろいろ議論されるようなことがあっていいのかなとも考えますので、ぜひとも町長のお考えというものを前に出していただきまして、ここはこういうようなゾーンで考えている。だからこういうような施設なんかも後々考えていきたいというような、そういうような打ち出しの仕方というものをやっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いろいろお話、お考えを伺いまして、大変参考になりました。ぜひ参考にさせてい

ただきたいと思います。

議長 (馬場久雄君)
今野信一君。

2番 (今野信一君)

もっと続けていけばいいのかどうか、ちょっと悩むところですが、町長もこれから自分のお考えをいろいろ出していかれて、忙しくなるようなところがあるのかなとも思います。そういったときには大和町の未来像というものを明確に打ち出していただきまして、そういった中でいろいろと頑張っていただければなと考えるわけですが、ちょっと尻切れとんぼ的な感じで終わりますが、知の文化といいましようか、拠点づくり。

前に先月ですか、片山元総務大臣さんが大崎市に来て、図書館についての講演会を行っております。知の地域づくり、知識の知ですね。知の地域づくりと図書館への期待というような題でお話しております。図書館は万人の知的支援拠点であるというようなことをおっしゃっています。地元若い人とどめておくためにもよい図書館の環境を用意することが重要であるということもおっしゃっていました。読書週間のあの人や図書館の近くに居住する人の健康寿命が長いという調査結果も出ているそうでございます。

やはりそういったようなことを考えましても人というのはやはり最初はお金を持つといいものを食べたいですか、いいものを持ちたい、いい服を着たい、いい暮らしをしたいと思いますが、やっぱり突き詰めていくと自分に合ったそういう格好をするに当たって合うようなそういう知的な部分が必要であるということで、やはりいい格好をしても中身がぼろぼろではだめだということで、やはり知識があつてぼろは着ていても知識があるというのは尊敬されるんじゃないかと。そういうようなこと、そしてまた、子供たちにも親が本を読んでいる姿を見せるというのは大変いいことじゃないか。最近スマホで遊んでいたりとかと、そういう姿を見せるよりはやはりそういうような勉強をする、そういう環境があるということは大変重要なことではないか。そういう子供たちにも将来、人づくりですね。そういうようなところをするためにもそういう拠点という意味での図書館というものは大変重要なのかなと考えます。そのような子供たちをつくる意味でも町の文化的な香りがするような、そういった拠点にするためにもやはりそのような施設というものは、つくったからすぐにどうなるもの

ではなくて、なかなかちょっと理解を得るにも反対の話なんかもよく出てくるのかなと感じるんですが、やはりこれは町長がすべき仕事かなとも考えます。最後に総括して一言いただきまして、私の質問を終わりとさせていただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まちづくりという中で、コミュニティーづくり、あるいは子供の教育、そういったものの重要性が一番だと思っております。そういったところで図書館、あるいはそういった複合的な施設というものの重要性といいますか、そういったものについては今お話もいただきましたけれども、改めて認識もしておるところでございます。図書館づくりにつきましては、以前に高平議員の質問にお答えしたということで夢と申し上げたところでありますが、こういったことが現実になるようにしっかり頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

夢は見るものでもありますし、実現していただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で今野信一君の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は3月7日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後4時29分 閉 会